

同(井岡大治君紹介)(第五一五五号)
 同(木原実君紹介)(第五一五六号)
 高齡失業者等就労事業の実施に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第五〇八二号)
 同(小林政子君紹介)(第五〇八三号)
 同(山原健二郎君紹介)(第五〇八四号)
 同(浦井洋君紹介)(第五一三九号)
 同(田邊誠君紹介)(第五一四〇号)
 同(谷口善太郎君紹介)(第五一四一号)
 同(林百郎君紹介)(第五一四二号)
 はり、きゅう、マッサージの健康保険取扱手続き簡素化等に関する請願(古内広雄君紹介)(第五一五四号)
 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案(内閣提出第六六号)
 労働関係の基本施策に関する件(公共企業体等及び政府関係特殊法人における春季賃金引上げ要求に関する問題)

○倉成委員長

これより会議を開きます。
 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

○山本政弘君

政府の中高年齢者の雇用促進に関する特別措置法案の提案理由の説明の中に、二つの事柄が入っていると思うのです。一つは、中高年齢者や雇用機会不足の地域に失業者に対して、年々改善はしてきておられるけれども、就職が必ずしも容易でないから、これに対して対策を講ずる、これが一つだと思っております。もう一つは、今後中高年齢者の雇用促進に重点を置くけれども、従来のような失業対策事業に依存することのないように、その能力を民間雇用において有効に發揮

する。この二つだ、こう思うのです。
 こういう二つの事柄が重点とされてこれが出されたと思うのですけれども、一体、言われるように、それでは一般的には労働力が不足だといわれているけれども、実際に労働力が不足を来しているのかどうかというところに問題があるのじゃないか。つまり、いままでも政府が雇用構造の改善について何にも手を打ってないじゃないか。むしろそのことによって労働力の不足というものが促進をされてきたのではないか、こういうふうな思いわけでありまして、たとえば学校の新規卒業者についていうならば、進学率が高まるといふようなことがあつて、新規卒の労働者に対する企業の求人倍率というものは非常に高くなつておる。あるいは四十五歳を境にして、求人倍率で見ると四十五歳以下が求人が多い。四十五歳以上は求職のほうが多い。特に五十歳をこえた求人に対する求職というものが倍率が非常に高くなつて、四倍から五倍くらいになつておるのではないかと同時にまた、事業所の構成比を見ましても、事務系の労働力に比して技能系の労働力というものがむしろ非常に不足をしていないか。そして一番技能労働力の不足に悩んでおるが、建設業あるいは製造業あるいはサービス業。そしてその中で百人以下の事業所というものが一番労働力の不足に悩んでおる。そういうふうに見ると、概括的な言ひが出ておると思うのです。つまり、概括的な言ひ方になりまして、年齢的にいへば若い層が不足をしておる。それから産業的には建設業、製造業、サービス業というものが不足をしておる。そして企業別には中小企業が不足をしておる。したがつて、労働力の需給関係は政府の言うように、高度経済成長によって労働力の不足基調になつたのだという言ひ方というものは、私は非常に一面的ではないだろうか、こう思うわけでありまして、と申しますのは、昭和四十四年の——これは政府の統計であります——完全失業者が五十七万から五十八万。日雇い労働者が約二百万。出かせぎの農民が百五十万から百六十万。それから臨時工

が約二百万。そして特殊な形態として炭鉱、駐留軍、パートタイマー、こういうものの総計が五十万から六十万ある。とすれば、労働力というのは一般的にいわれるように不足ではない。つまり、雇用構造の改善というものを政府が怠つていたがゆえにそういうものが出てきているのじゃないだろうか。だからいまの状況からいへば、労働力というものは不足をしておるとも言ふことができる。しかし同時に、過剰であるとも言ふことができる。と思うのです。あなたの方のいわれるように基調的に不足というものは、私は誤りだと思つておる。その点についてまず、一体どういふふうにお考えになつておるのか、これをお伺いしたいと思つておる。

○住政府委員

現在における雇用の状況等につきまして非常に適切な御指摘があつたわけでございますが、ただいまも御指摘がございましたように、私も量的に全般的に、傾向として現在の雇用失業情勢を考へてみますと、たとえば労働市場、それを代表します職業安定所の窓口の状況を見ますと、求人求職のバランスというものは全体として求人超過になつておる。あるいはまた特に技能労働力等の状況を見ますと、これも労働省で毎年需給状況調査をやつておられますが、その中で技能労働力が年々百八十八万人前後の不足が訴えられておる。さらにはまた、日銀等でなつておる短期経済予測の調査について見ましても、製造業の中小企業等におきまして労働力不足を訴え、人手が足りないということが企業経営の隘路になつておる、こういうように訴える企業も半数以上を占めておるといふような状況になつておられますけれども、たとえば年齢的に見れば、年齢が高くなるにつれて求職が超過しておる。求人が足りません。あるいは地域別に見ましても、需要地でありまして関東とかあるいは中京、近畿、中国等におきましては求人超過でございますが、九州とか四国等におきましては求職超過、こういうことで地域的に見ても非常にアンバランスがある。しかもそういう地域においては年齢が高くなるにつれて

○山本(政)委員

職安局長、私の質問にお答えになつていないのです。つまり私は、雇用構造の改善がなかつたのじゃないか。高度成長期間を通じて労働力が不足と言われながら、それに対してどういう対処、改善のしかたをしたのか。同時にいまウエイトが下がつておる、日雇い労働者のウエイトも全体に比較すれば下がつておる、こう言われるけれども、しかしその下がり方というものは、いまここにパーセンテージがあるようにそんなに下がつてない。むしろ四十四年は四十三年に比べて上がつておるはずなんです。だから雇用構造改善をやるならば、あなた方が言つておるようなそ

れほどの労働力不足というものはなかったのじゃないか。だから私は三点をあげたはずでありませぬ。特にいま不足が言われているのはその三点についてなんです。それについて一体どんなことをおやりになったのか。そういうことに対する対策をとらないでただ不足だ不足だ、こう言われてもしょうがないじゃないか。一体どういう対策をおとりになったかということをお聞いているわけでありませぬ。もう一度答弁をお願いいたします。

○住政府委員 全般的に雇用構造の改善対策といましては、産業政策等との関連を考えたが産業構造の改善あるいはそれに伴う就業構造改善対策、こういうものを政府全体として積極的に進めておられるところがございますが、ただいま御指摘になりましたような、たとえば日雇い労働者の問題あるいは臨時労働者の問題、こういう層に対しては、できるだけ常用雇用、安定した雇用、こういう観点から事業主に対する指導とか、あるいは安定所の職業紹介にあたりまして各種の援護制度を併用しながら、安定した雇用と申しませぬが、常用雇用への就職というものを積極的に進めてきておられるわけがございます。さらに石炭とか駐留軍等につきましても、それぞれの法律に基づきまして、離職した方々の他の職場への再就職を積極的に進めてまいっておる、こういうようにいたしまして、労働者はもちろんでございますが、政府全体としても雇用構造の改善のための諸施策を進めてきておられるわけがございます。

○山本(政)委員 産業構造改善、就業構造改善あるいは職安を通しての完全就職、そういうようなことをおとりになっておる、こう言われる。それじゃお伺いいたします。四十三年の完全失業者は五十九万、四十四年の完全失業者は五十七万、四十五年の完全失業者は五十九万、完全失業者からいえば一・二%、これが四十四年、四十五年が一・一%、そして四十五年は一・二%、変わってないじゃありませんか。完全失業者からいえば昭和四十年からほとんど変わってないんですよ。あなた方がおっしゃっているけれども、実際にはそういう雇用改善全般にわたった対策をおとりになっていない一つの例証がここにある。一般職業紹介状況、これは四十五年のやつを見ますと、新規の求人数が五十二万一千三百七十九、新規求職申込件数が、少ないですよ、三十二万四千五百九十二あるけれども、就職件数は十五万八千しかありませんか。半分ですよ。こういう状態がずっと四十二年以降続いているわけですよ。そうすると職業紹介についてだつて、職安を通して、こうおっしゃるけれども、なされてないということがおこる。数字的に出てくるじゃありませんか。もう一つ、「失業保険受給者実人員の推移」これだつて、昭和四十二年が五十四万、四十四年が五十五万、五十五年が五十二万、四十四年が五十五万、五十五年以上の失業保険受給者があつて、その中であなた方の努力によってなされたというのが二万前後であります。失業保険の受給状況あるいは完全失業者数の変化のないこと、そして一般職業紹介の例を見ても、ここにはあなた方が、つまりいままで労働力不足に対してきちんとして対策をおとりになったという例証はどこにも出てこないですよ。これだけのことをやっただけから、これだけの数字がちゃんと出てきたということがいえると思うのですよ、あなた方がほんとうにおとりになっているんだつたら、そして若年労働力の不足、中小企業の労働力の不足ということはお前からいわれていることです。ここ十年くらいいわれていることでは、それに対して数字というものは何も変化をしてないですよ。どこに雇用構造の改善に対する対策をおとりになっているのですか、もう一べん答弁してください。

○住政府委員 いろいろ御指摘ございましたが、たとえば完全失業者の率につきまして、御指摘のように、そう大きな変化はございませんし、実数においても六十万前後、こういうことで、数年来変化はございません。しかしながら、この内容を見ますときに、たとえば先生もこれは御承知のこととおりでございますが、失業率ということ、高いのはたとえ十五歳から十九歳までの二%とか、あ

るいは数字としても大きいのは二十歳から二十四歳の十六万というように、完全失業者の内容も実数はかなり変化してきておる。これはいろいろ原因があると思うのでございますが、最近の学卒者の離職率等を見てもわかりますように、若年労働者を中心とした転職希望者等もかなりふえてきておる。そういう意味で、私もこの数字は一つは摩擦的な失業として考えておるわけでございます。全体を生産年齢人口に対する、労働力人口に対する失業率といましては、わが国の場合は非常に低い。日本の場合には、過去数年間変化はございませんが、諸外国に比較いたしますと非常に低い。ほんとうにこれが失業の状態であらわすものかどうかという問題もあるぐらいいでございますが、それは別といたしまして、この数字の中心においてかなりの変化がある。そういう意味で、たとえばそういう若年労働者の転職希望等につきましては、一つには職業指導、職業紹介等によりまして、むだな離職を避けさせる、こういうような措置を積極的に講じていくというふうな対策、あるいは職業紹介の面におきまして、御指摘のように数字としてはここ数年来必ずしも変化してないのでもございますが、労働力不足の影響等も受けまして就職率もわずかながら向上してきておる、こういうように私も考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 職安局長のその答弁は実はおかしいのです。たとえば、あなたのおっしゃるように十五歳から二十九歳までの人たちの転職が多いというところは、それは合計すると三十万人ぐらいいになると思ひますが、その人たちは、本来必要とすべき企業、あなた方が一番必要としている企業からサービス業のほうに流動しているんで、しょう。一番必要なところにはその人たちはおらぬわけですよ。一番必要なところから逃げていっているわけですよ。それに対する対策がなくて、それで五十九万つまり六十万前後の人たちの半分は労働人口は転職しているということはアンサーになりませぬよ。流出というものをとめる対策をしない

で、この人たちは転職をしてどこかの職業につくんだから、実際には完全失業となつておるかどうかということも疑わしい、こういうことは労働力不足だということに対する答えにはならぬでしょう。いま一番労働力が不足している年齢はこの年齢なんですよ。そして一番必要としているところからどこかへ逃げていっている。それは主としてサービス業のほうに逃げていっていると思うのです。とするなら、その対策というものをやらなくて、六十万の完全失業者の半分はどこかへ就職しているんですからといって、いま一番必要としているところへ就職しているのではない。そういうところへ就職しているのは、あなた方の労働力対策が十分でないということをお聞いているんじゃないか。

○住政府委員 いろいろ完全失業者は特に若年層において最近の傾向としてふえてきておるわけでございますが、一般的に転職者の産業間移動がどうなつておるかということでございますけれども、たとえば、これは労働省で雇用動向調査という調査をやつておるのでございますが、転職者が二次産業から二次産業に移るといふのが、四十二年におきましては約五九%、それが四十四年におきましては五六・七%ということでございます。それから三次産業から二次産業にだけ移るかどうかという数字につきましては、四十三年が二六・五%、四十四年が二六%、三次産業から三次産業に移るのが、四十三年が六六・五%、四十四年が六八%。二年間の数字でございますけれども、必ずしも転職者は二次産業から三次産業へ移るといふことではございませんで、大部分の者は二次産業内あるいは三次産業の内部において職場をかえておる、こういうことが言えると思うのでございます。

いづれにいたしましても、ほんとうに必要とするところに労働力が流れているかどうか、これは非常に重要な問題でございます。先ほども申し上げましたように、特に学卒者等に対しては、就職前の職業指導とか、あるいは適性検査に

よる本人の適性の発見によりまして、その能力に適合するような職場へのあっせんにとめる。と同時に、就職後におきましても、そういう若年労働力の定着を向上させるためのアフターケアを、たとえば年少就職者相談員等を配置いたしまして積極的に行っておるわけでございますが、やはり一つは、最近の非常な労働力不足というものがこういう若年労働力の移動を誘発する要因になっておることも否定できませんので、そういう対策を従来やってきておりますが、さらに充実してやっていかなければならないというように考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 それはわかりました。そうすると、失業保険受給者の移動があまりないですね。五十万、五十二万、その辺で低迷しておるのだけれども、これは一体どういふふうになっておるのですか。そして、どういふふうに対策を講じておるのですか。

○住政府委員 失業保険受給者の受給実人員は、御指摘のようにその数字の変動はございません。特に最近の景気鎮静化の影響も受けまして、ややふえるような傾向も見られるのでございますが、しかし、全体として受給率というところで見ますならば、これは被保険者の数が毎年毎年ふえております。受給実人員が同一であれば、受給率というものが下がってきておる、これは申し上げるまでもないことでございますが、そういう意味で受給率が下がってきておる。それからさらに、受給月数でございますが、これも逐年低下しておる状況でございます。そういう意味で、実数といたしましてはたいした変化はございませんけれども、受給率とかあるいは受給月数等において見ますならば、改善が進んでおるというように考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 人数でいえば減っていないけれども、率が減っておる、こうおっしゃっておるのだけれども、奇妙なことには、一般職業紹介の状況もおそらくそういうふうにお答えになるのじゃないかという気がするわけです。しかし、いずれ

にしても、求職者の数が三十二万、それから失業者が六十万前後、これだけでも有効に活用すれば、かなりなものが出てくると思うのですけれども、ともかく私が申し上げたいのは、労働力の不足を基調に据えて労働力政策を行なうということは、雇用の二重構造というものを切り捨てていくことになりはしないだろうか。つまり、そういうことをすれば、幾らたつても労働力政策というものが、労働力の不足というものについての技術的な対策というものはできはしないのじゃないか、こういう感じがするのです。それから考えると、この特別措置法というものもあまりかわりばえのしないものになっておるのじゃないかという気がするわけです。その辺はどういふふうにお考えになっておりますか。

○住政府委員 今後の情勢を考えてみますと、労働力の供給には、これは制約があると思えます。特にその供給の伸び率というものが過去に比較いたしまして低下を統けるといふことも、そういう意味で明瞭に指摘できると思うのです。と同時に、一方需要のほうは、経済の成長率、これは経済社会発展計画で想定されておりますような一〇・六%というふうな率であるならば、雇用に対する需要というものが従来と同様高いものになる。そういうような関係から考えてみますと、全般的にはやはり労働力が不足するといふことがいえると思うのでありますが、同時に、先ほどもちょっと申し上げましたが、就業者一人当たりの国民総生産をとって見ても、必ずしも労働者の能力というものは完全に燃焼されておるかどうか、こういうことについては非常に疑問があるわけでございます。

そういう意味で、質的にはたして労働力が不足なのかどうか。と申しますのは、そういう労働者の能力が完全に発揮されるような雇用構造になっておるか、あるいは就業構造になっておるか、これが非常に問題であるかと思っております。私ども遺憾ながらその点につきましては、なかなかならぬ、そういう意味で私どもは、なお労働

力が不足ではない、こういう指摘ができるかと思っております。それが規模別にもあるいは産業別にも、あるいは地域別にも出ておる。それで、そういうような点を解消していくために、労働者が全体としてその能力を最もうまく発揮できるように職場で働く、これが一番望ましい状態でありたいけれども、日本の場合はかつての労働力過剰時代の影響等もありまして、やはりその労働力の需要というものが若年労働力に片寄る、あるいは技能労働力の養成も十分ないままに、技術革新だとか産業構造の高度化に伴う必要な労働力、こういうものが足りなくなっておる。そこで、そういうような面において労働者がほんとうに能力を発揮できるように体制、それに対する対策、こういうことを今後積極的に講じていかなければ、質的な意味での労働力不足問題に対処できない。そういう意味で、私どもは今回の法案におきまして、中高年齢者の労働力というものをどうしたらうまく発揮することができるか、こういう観点から、たとえ中高年齢者に適する職種の開発とか、あるいはそういう職種に対する雇用の設定とか、あるいは従来からの労働力過剰時代の雇用慣行をできるだけ廃するといふ意味で、事業主に対する各種の援助措置等をこの法案に盛り込みますと同時に、中高年齢失業者に対しては手帳制度をつくり、そしてきまこまな職業指導、職業紹介を行ないますことによつて、ほんとうに能力が発揮できるように就職を促進していく、こういう考え方に立っておるわけでございます。

○山本(政)委員 そうすると、これは労働省の毎月勤労統計の産業大分類別日雇労働者等雇用指数であります。これを見ますと、昭和四十年の不況時以降減少傾向を示していた日雇臨時労働者が最近では大幅にふえてきており、こういう人たちは一般には景気に対する安全弁として使用されているのじゃないかという私は気がするんです。ここにもそういう意味のむだ—むだという言い方はおかしいけれども、つまり労働力不足を解消すべき労働力というものがここに潜在をしております。

○山本(政)委員 製造業、卸小売り業というのが、パートタイムが多いだろうということですが、昭和四十年を一〇〇とした場合の四十四年平均、建設業の一三二二というのは、これはパートタイムじゃないはずですか。それから電気、ガス、水道業の一三二二というのは、これもパートタイムじゃないはずですか。卸小売り業というのは非常に高いけれども、しかしこれが全部がパートじゃないはずでしょう。その何%かパートであるはずなんです。全部がそうじゃない。とすると、ここにはやはりきわめて大きな、つまり潜在労働力という

はないか、こう思うのですが、この辺は一体どうあなた方はお考えになっておるのか。

○住政府委員 この統計の見方でございますが、御指摘のように、日雇労働者の数がふえてきております。私ども、この調査におきましては、いわゆる臨時なり日雇い、この中には、最近特に増加傾向を示しておりますパートタイムの労働者が含まれておる、そういう意味でこの数字がふえておるのじゃないか、こういうふうに解釈しております。そこでパートタイムについてでございますが、いろいろこれも調査がございまして、けれども、家庭責任等の関係から、労働者のほうでもパートタイムという雇用形態を選ぶ、あるいは事業主のほうでやはり労働力不足に対処するために、そういう労働力を積極的に使っていく、こういうようなことからパートタイムがふえておるわけでありまして、そのパートタイムがこの数字の中に入っておる、こういうふうに考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 つまり、日雇臨時労働者というのはい般的に低賃金だ、それから雇用調節が比較的安易だ、こういうことでそういう利用が進められてきておると思うのですけれども、それじゃ局長にお伺いしますが、パートタイムで使っておるといふ産業というのは、この表のどこに当たりますか。

○住政府委員 多いのは製造業あるいは卸小売りというところかと思えます。

○山本(政)委員 製造業、卸小売り業というのが、パートタイムが多いだろうということですが、昭和四十年を一〇〇とした場合の四十四年平均、建設業の一三二二というのは、これはパートタイムじゃないはずですか。それから電気、ガス、水道業の一三二二というのは、これもパートタイムじゃないはずですか。卸小売り業というのは非常に高いけれども、しかしこれが全部がパートじゃないはずでしょう。その何%かパートであるはずなんです。全部がそうじゃない。とすると、ここにはやはりきわめて大きな、つまり潜在労働力という

はないか、こう思うのですが、この辺は一体どうあなた方はお考えになっておるのか。

○住政府委員 この統計の見方でございますが、御指摘のように、日雇労働者の数がふえてきております。私ども、この調査におきましては、いわゆる臨時なり日雇い、この中には、最近特に増加傾向を示しておりますパートタイムの労働者が含まれておる、そういう意味でこの数字がふえておるのじゃないか、こういうふうに解釈しております。そこでパートタイムについてでございますが、いろいろこれも調査がございまして、けれども、家庭責任等の関係から、労働者のほうでもパートタイムという雇用形態を選ぶ、あるいは事業主のほうでやはり労働力不足に対処するために、そういう労働力を積極的に使っていく、こういうようなことからパートタイムがふえておるわけでありまして、そのパートタイムがこの数字の中に入っておる、こういうふうに考えておるわけでございます。

ものがあるのではないか、こう思うのですが、あなたのおっしゃるようなことでそれは逃げられぬとぼくは思うのです。

○住政府委員 先生御指摘のような要素もあると思うのですが、やはり最近パートタイムの雇用形態の労働者が非常にふえておられますので、そういう意味でのウェートもかなりその中に入っている。そういう意味で、先生御指摘のような点を否定するものではございませんけれども、パートタイムのウェートが高まってきているということであれば、その関係において、かつていわれておりましたような意味での不安定就業とか不完全就業が直ちに増加した、こういうようなことにはならないというように考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 不完全就業がふえているということを私は言いたくないので、つまりそういう潜在的な労働力についての対策というものが労働力対策として実際に行なわれておるかおろないかということが問題なんだ、こう言っておるわけです。つまりそういう中でやはり依然として、労働力不足だから中高年雇用促進法を提案するのだ、こういうわけですね。そうですね。

それでは一つお伺いします。この前の委員会だったと思うのですが、島本委員から、中高年者とは一体何かと言ったときに大臣は、従来は三十五歳だ、しかしいまは妥当な線としては四十五歳から六十五歳だ、こうおっしゃった。職安局長はそれを受けて、中年とは四十五歳から五十五歳、高年とは五十五歳から六十五歳、こう言われた。ところが職安法四十七条の二の中高年者の雇用率の設定のところですが、それを受けて施行規則の三十二条の二のところでは三十五歳とちゃんと書いていますね。それが何で四十五歳になったか。つまり、あなた方がこの法案をおつくりになる関係でただ恣意的に三十五歳を四十五歳にしていいものなのかどうか。つまり年齢別の常用労働者の職業紹介状況の推移の中で、男は五十一歳から求人よりか求職が多くなる。女性のほうは四

十一歳から求人よりか求職のほうが多くなる。それでそこに線を引いて四十五歳をおつくりになつたのでしょ。そうですね。ぼくに言わしたら、職業紹介状況のいかんによって、それだけであなた方は中高年の線をそこでお引きになるのか。一般的な常識からはずれて、中高年というのをそういうところでお引きになっているのかどうかという点です。そして、そういう引き方というものも正しいのかどうか。法案をつくる便宜上中高年というものをそんなところに線を引いていいのですか、それを答弁してください。

○住政府委員 御指摘のように、現在の中高年失業者の就職促進の措置におきまして、中高年者とは三十五歳以上の者である、こういうことになっておられます。これは昭和三十八年の職業安定法、緊急失業対策法の一部改正の際におきましてその年齢をどうするかということについていろいろ議論があったわけでございますが、当時中央職業安定審議会等の意見も聞きまして、大体求人求職のバランスがくずれない年齢を境にしてその措置の対象をきめたいというところから、当時において求人求職のバランスを失する年齢が三十五歳でございます。そういうことで、三十八年以降、三十五歳以上が中高年者ということでご各々の対象年齢になっておつたわけでございます。

そこで、今回はそのような観点から調べて見ますと、たゞいま御指摘のございましたように、男では求人求職のバランスがくずれる、要するに求職者が多くなるといふ年齢は五十五歳以上でございます。それから女子では四十五歳以上でございます。しかし男女差を設けるのめいがかかるといふように考えまして、男女いずれかの年齢層において求職が求人を上回る年齢として四十五歳というものを設定したわけでございます。

○山本(政)委員 そうすると、そこに三つ問題がありますね。つまりそういうふうな求職と求人とのバランスがくずれる線がだんだんと労働力人口の老齢化に伴って五十五歳までずつと上ってしま

えば、そこがまた中高年者になりますね。そこでまた今度新しく引かなければならぬになりますよ、あなた方の議論から推していけば。しかもいまは五十歳から五十一歳までの間のところで要するにバランスがくずれるわけでしょう。老齢化をして五十五歳のところまでいくかもわかりませんが、そのときにまた中高年者というふうな線を引くことになるわけですか。そういうことになると、つまり、労働力との需給関係によって労働力人口が老齢化すると、それにずつと合わせて中高年者の層というものの規定のしかたが変わって、老齢化したところに線が置かれるという矛盾が出てくることの一つ。もう一つは、三十八年とおっしゃったけれども、四十一年七月の雇用対策法の成立に伴う職安法の改正法律一三三号によって第三章の二の追加があったわけでしょう。そしてそのときに施行規則三十二条の二というもので三十五歳というものが定められたわけですよ。そうするといま四十六年、五年間でそういう中高年者というものの考え方が変わっていかどうかという問題が、素朴な問題かもしれませんけれども出てきますよ。その辺は一体どうなんでしょうか。

○住政府委員 最初の点でございますが、今後の雇用情勢を考えまして、やはり年齢によって就職が困難である、こういう事態が変わらないとするならば、そういう就職の困難な方々に対してやはり一般の人と違った特別の対策あるいは援護措置、こういうものを積極的に講じていかなければならぬ。そういう場合に、それではその対象をどう考えるか、こういうことからその範囲なり年齢の下限を考えるべき問題であるというように考えております。したがって、そういう意味では必ずしも社会一般にいわれております中高年というものは性質が違ふ。要するに就職を促進するということの意味で特に一般と違った対策を講ずる層は何であるか。こういう観点から、こういう中高年者という概念をつくり出しておるわけでございます。そういう意味で五十五以上あるいは六十以上になった場合に、その際になおかつ中高年と

いうかどうか、これは疑問である、これは必ずしも社会常識と一致しない、こういうことになれば、また別な法律の表現も出てくるかと思つたわけでございます。

それから第二点の雇用対策法との関係でございますが、最初に中高年者の措置として三十八年にきめております。四十一年に雇用対策法ができて、そのときもその年齢を踏襲しておるわけでございます。その点はちょっと先ほどは正確でございましたが、むしろ従来の考え方を踏襲しておる、こういうことに理解していただきたいと思つておる。

○山本(政)委員 つまり、ある一定のところまでくれば、それはやはりあらためて考えざるを得ないということが一つお答えがありましたね。もう一つは、それ以上の年齢の人たちに対する特別の援護措置をやはり考えるべきだ、そういうことを答弁としておっしゃった。そうすると、特別な援護措置というものは一体どういうふうな構想をお持ちになつておるのか。いまその構想をお持ちでないなら、ないでいい。しかし、あらためて特別の援護措置をやるのだ、こう御答弁があったわけですから、これはぼくは重大だと思つたわけですね。

つまり、労働力政策とそれに対する雇用対策としての政策の面が一つ出てくるだろうし、もう一つは社会保障的な面も出てくるだろうと思つた。そういう意味で、特別の援護措置というものは本気になつてお考えになつておると理解していいですね、あなたの答弁があったから。つまり、いままでのような失対ということと、これは関連すると思つたのですよ。と申しますのは、失対のことに関して、法文の中で「当分の間」というようなことでも承つておる。それは特別個に、特別の援護措置をお考えになるつもりがあるのかどうか。当分の間、それが問題だと思つたのです。その辺は一体どうなつておるか。これは大臣のほうがいいかわからない。大臣のほうがいいので、大臣、答弁してください。

ま問題になっているので、そして「当分の間」ということが問題になっているのだから。それに対して職安局長は、特別の援護措置を——法的かどうかは別として、特別な援護措置をお考へになつていられるのだから、それはちゃんとつきり答弁していただきたいと思うのです。

○野原国務大臣 この中高年齢者の雇用の促進に關する特別措置というものは、まず手帳制度をもつて手帳を交付いたして、長期にわたつてその手帳保有者に対する援護措置を行なうということになつておられます。これは通常半年ということになつておられますが、いろいろな事情でそれがかなり長い期間継続できる仕組みになつておられます。

それからなお、そうした雇用率を設ける、いままではなかつた制度であります。官庁には雇用率がございましたが、これは民間企業等にも雇用率を設定する、そしてできるだけそのほうにやらせる。その際には、中高年齢者を雇出した雇用者に対して特別の措置を講ずる。つまりそうした対策を講じていくという点、それらの点を合わせまして、これからできる限りひとつ民間企業へ就労させまして、それらの方々がいままで以上に所得の増大ができ、明るい生活を送ることができるといふことをねらいとしたものであります。失対事業というふうな姿からできるだけ抜け出し、一般の企業に御協力いただくとういうことを考へたわけでございます。

○住政府委員 ちょっと、先ほど私の申し上げましたのは否足らずの点がございましたので御説明申し上げておきたいと思ひますが、要するに、年齢別の需給のアンバランスがある。若年労働力につきましては就職は一般の対策でやり得るけれども、年齢が高くなるにつれて就職が容易でない、こういう事態に対処いたしまして一般の求職者とは違つた特別の対策を講ずる、こういう場合に、それじゃその年齢によつてそういう差を設けるわけでございますからその年齢をどうするかということから、たとえば四十五歳以上、こういうこと

に考へておるわけでございますが、その特別対策の内容は、ただいま御審議をいただいております中高年齢者等の雇用促進に關する特別措置、それがその内容である。そういう特別措置を講ずる年齢というものを四十五歳以上、こういうことにした、こういうふうな考へで御説明を申し上げたわけでございます。

○山本(政)委員 それはおかしいでしよう。だから初めに私は中高年齢者というものを一体どこに基準を置くのかと言つたら、求人と求職とのバランスがくずれるところに置きますと、あなたの方の答弁があつたわけだ、だからそうなる、要するに労働力の年齢というものはだんだん高齢化する傾向にあるという、これはデータから出てくる、そうなつた場合には、五十五歳をこえてもつと高齢になつたときに、それをしても中高年齢者と言ふのかと、こういう質問をしたはずだ。それらしたらそれは社会的、常識的な通念からしてあらためて考へ直さなければならぬし、それをこえる人については特別の援護措置をやるんだ、こういうお話だつた、特別の援護措置をやるんだ、そういふので、そういうあなたの答弁であつて、いまの答弁は、要するにそういう場合には年齢によつて差を設ける、こういうおことばもお使ひになつたのですよ。それならば、あなたの答弁だつたら、まさしくこれがそうなんだと、こう端的におっしゃればいいんだけれども、年齢によつて特別の援護措置を設けると言うから、それならいま失対というものが問題になつていまして、高齢者の問題がまさにいま問題になつていまして、そしていまの失対事業については当分の間と言つておられるけれども、聞くところによれば五年という話もある、そういうことを私はつけた上でお伺ひしたときに、特別の援護措置を講ずるところおっしゃつたので、このものは、職事録を見てくださいよ。そうすれば、あなたの方の特別の措置というものをとおつくりになるお考へがあるだろうと思ふから、大臣にただしたわけでしょう。私の質問に対してあなたの

答弁というものは、まさしくそれがこれでございます。話し合ひをしてくださいよ、一べん。

○住政府委員 どうも説明不十分であつたと思ふわけでございますが、一体年齢三十五が四十五になつたというのはどういふわけであるか、それが求人求職のバランスが雇用情勢の改善によつてだんだん年齢階層が上へ上へいっている場合、その場合でもなおかつ中高年齢層というのかどうか、そういうふうな御趣旨の質問に受け取つたもので、三十五歳のきまつた経緯、四十五歳のきまつた経緯、今後の雇用失業情勢を考へてみますと、それがさらに上へ上へいけることも考えられるわけでございます。そういう場合、かりに五十五とかあるいはもつと高い年齢になつた場合には、はたしてちよつと社会常識とはかけ離れた中高年齢層ということを使つていいかどうか、これは問題になると思ひますけれども、私の説明といたしましては、現在のところ四十五歳以上のものを中高年齢層と規定いたしました、それに対して一般の者と違つた特別の措置を講ずる必要がある、その内容がただいま御審議いただいております。この法案の内容である、こういうふうに申し上げたのでございまして、非常に説明が足らなかつた点があつたかと思ひますが、趣旨はそういうことでございます。

○山本(政)委員 それでは確かめますよ。中高年齢というのは四十五歳から六十五歳までですね、そうですね、それは間違いないですね。

○住政府委員 この法案で使い分けをいたしておりましたが、第二条の定義のところ書いてございしますが、「この法律において中高年齢者とは、労働省令で定める年齢以上の者をいう。」「このようにうになつております。それと第二項におきまして「この法律において中高年齢失業者等とは、労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他就職が特別困難な労働省令で定める失業者をいう。」「このようにうになつておりました、中高年齢者という場合には年齢の条件はございません。それから中高

年齢失業者という場合には、範囲でその層をきめるようにいたしております。いづれにいたしましても、一般的に雇用失業情勢その他の条件等をも考慮してその下限なりあるいは範囲を定めることとし、その労働省令で定める場合には中央職業安定審議会の意見を聞いた上でそれをきめていきたい。現在のところ下限は四十五歳であり、範囲とは四十五歳から六十五歳未満、こういうふうに考へております。

○山本(政)委員 そうするといまの二条の二項で、中高年齢失業者等とは、労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他就職が特に困難な労働省令で定める失業者をいう。というのがありますけれども、この提案理由の説明の中で「現在失業対策事業に就労している者につきましては、従来の経緯等にかんがみ、当分の間失業対策事業を継続実施して、これに就労させることとしております。」「この言つておられる「当分の間」というのは一体どういう意味ですか。巷間いろいろうわさをされることもあるから特にお伺ひしたいのですが……。

○住政府委員 「当分の間」につきましては、すでに御説明申し上げておきますように、実は雇用審議会の答申におきましてこの失業対策事業、「この事業に就労することによつて維持されてきた程度の生活内容が、社会保障対策や高年齢者の仕事に關する対策によつて充足されるようになるまでの間、引続き就労できるようにすること。」「……」なさい、こういう答申をいたしております。私どもこの答申の趣旨をくみまして、それを法律上の表現としてあらわしたのが「当分の間」でございます。したがつて、これはそのときの状況に達するかどうか、これはそのときの状況によつて実質的に判断をすべきものであらうかと思つております。

○山本(政)委員 では、その答申を尊重してというふうに理解をしております。しつこいようですけれども、もう一べん本筋に戻ります。しつこいようですけれども、いまの局

長の答弁では四十五歳から六十五歳まで、そして二条の一項、二項の解釈がありましたけれども、その措置がこの法案ですね。——そうしますと、いま労働の需給がゆるんできているというところがいわれていますね。新規採用の中止や縮小がふえてきておる。私の資料でもそういうものが出ておる。これも労働省からいただいた資料ですけれども、「大口求人取消状況」というのがおる。これは取り消しは六八・九％の取り消しがある。これは取り消しの事例で、ちゃんとあなたのほうからいただいた資料です。読みましょうか。「昭和四十六年三月新規中卒、高卒者に対する大口求人取消事例報告」であります。「報告の概要」この報告は、職業安定機関に申込みれた大口求人のうち、その一部又は全部について取消しがあったものを、昭和四十五年十二月十五日現在で取りまとめたものである。なお、大口求人とは中卒又は高卒について一事業所で五十人以上申込んだ求人という。こう

いっております。そして「大口求人取消状況」は中卒が八二・八％、高卒が六八・九％。これが違うのだったら、何で違うかということの説明してください。これだけの求人取り消しがあるというのだったら、つまり私が申し上げたいことは、景気動向に左右されることが非常に大きいんじゃないか。そういう見通しというものを労働省がお待ちにならないで、そしてそれをやったらほんとうの労働力政策にならぬじゃないかということをおし上げたいから言っておるのですよ。

○住政府委員 私ども、最近の景気の鎮静化の影響によりまして、電気機械とかあるいはその他の機械関係等におきまして求人の取り消しの事例があったということは聞いておりますが、いま全体としてつかんでおります求人取り消し人員は大体一万三千程度ではなからうか、こういうふうに考えております。そういうようなことでございまして、全求人に対して八二％あるいは六〇％の取り消しがあったものとは考えられません。実は求人取り消しを申し込んだ企業でなお求人を続け

ているところがございまして、その求人取り消しをした事業所のうちで、総数で、取り消した求人が八二％とか六八％とか、こういうことを資料として差し上げたのではないだろうか。それですから、全体の求人に対して八〇％とか六〇％ではなくて、当該取り消しがあった求人にかかる取り消し率、こういうようなことかと思っております。

それから第二点の問題でございまして、私ども御意見のとおりのことと考えておりましたが、やはりそういう失業の状況とか求人求職の状況というものがいろいろある経済情勢等によって変化しております。山もあれば谷もある、こういうふうに考えておりました。そういう意味で、先ほどもこの定義で申し上げましたが、これは雇用審議会でも指摘されておるのでございまして、原則としては四十五から六十五までで差しつかえないけれども、雇用失業情勢によって弾力的に対処するようにしておきなさい、こういう答申をいたしております。

そういうこと等も考え合わせまして、年齢等につきましては法律で固定することをやめまして、労働省令で定める。そのきめる際には安定審議会等の意見を聞いてきめていく、こういうふうに考えておる次第でございまして。

○山本(政)委員 一時までだそうですから先へ進みたいと思っておりますが、私は中高年齢者について特別に雇用促進をやるといふことその自体は誤りじゃないと思っております。ただ、そのことを将来緊急失対制度をなくしていくということと関連をさせることは誤りだと思っております。しかしどうもあなたの方のお考えにはそういうものがあるのではないだろうか。雇用促進の措置という労働力の政策と、それから失対の保障制度というものは私は違うだろうと思っております。そういう観点から見ますと、どうも労働省の政策というものが、労働力不足が続くから失対保障を雇用促進というものに代替していきこう、こういう考えがあるのじゃないかという気がしてならないわけでありまして、両者が一体代替が可能かどうか、どうだろうか。私は不可能だと思っております。部分的には可能だと思

よ。しかし全部が全部そういうことが代替ができるかといったら、代替は不可能な部分があるはずなんです。そういうことに対する考え方というものが欠けておるといふことが一つ。それから失業状態の予測を立ててそして雇用計画を立てるのことがほんとうだと思ふのだけれども、そういうことからいえば、いまゆるんできた労働需給というものをみてみても、どうもそういうことがなされておらぬのじゃないだろうか、こういう気がするわけでありまして。そういう面が一つ。

それと、景気動向に対する労働力対策と政策とありますが、そういうものがない反面に、先ほど局長が言ったけれども、たとえば新日鉄の八幡では二万三千人の労働者が八百万トンの生産をしてるわけでしょう。ところが、君津では三千人の人が五百万トンの鉄を生産しておる。そういうような省力化がやはり進んできておるわけですよ、一つは。そういう例を見てみても、同じようにいまが景気の屈折点だといわれている反面に、技術革新とかなんとかいわれるものがある。そういう配慮というものがいまの労働力政策の中には全然とられておらぬのじゃないか。これは四十年の不況のときにもとられてなかつたと思ふのです。炭鉱離職者のときにも、これはあわてて緊急の措置をやつたのだらうと思ふし、それから駐留軍の場合だって私はそうだと思ふのです。その証拠にずっと毎年毎年法案改正、法案改正というふうになつてきておるわけですよ。要するに長期の見通しを立てた対策というものは何らなされてないといふことになれば、この特別措置法も目先の労働力の需給ということのみを向けたものじゃないだろうかというふうな気がしてならない。そういう点に対して一体どういふふうにお考えになつておるのだろうか、これをひとつお聞かせ願いたいと思ふ。

○住政府委員 先ほども申し上げましたように、私ども今後の基調といたしまして、やはり労働力不足というものが進んでいく。ときには谷があるかと思ふのでございまして、全体としての今後の

わが国の経済の発展を考えていく場合に、雇用に対する需要水準というものが非常に高い。こういうことから、現在ある労働力というものを労働者がその能力を十分發揮できるように体制をつくる、これが望ましい姿であると思ふのでございまして、その場合にやはり中高年齢者についても、特に現在の需給バランスの状況からいって、そこに援護措置を講じながらその能力と経験を生かして働いていただく、こういう対策が必要であるというふうに考えまして、今回御審議いただいておりますような特別措置法案を提案いたしておりますのでございまして、必ずしも先生のおっしゃるところと矛盾しているものではないと考えております。

○山本(政)委員 私はこう思ふのです。「委員長退席、増岡委員長代理着席」つまり中高年齢の失業者の雇用促進というものについて考えられるものは、三つあると思ふのです。一つは、あなた方がおっしゃっているように、技能訓練をやるといふこと、第二は雇用促進の措置を行なう、第三は社会保障的な措置を行なうというのだけれども、一番目の技能訓練というものは、要するに年齢が高くてそういうことが一体可能なのかどうか、かりに可能としても、そういうことばがあるかどうかよく知りませんが、いわゆる単能工的な訓練しかやり得ないのではないかという感じがするわけですよ。そして同時に、かりにそれをやつたにしても、労働条件というものがずつと低下をしていることも事実だらうし、そういうことに対する措置というものが考えられておるのかどうか、そういうものが非常に不十分じゃないか、こう思ふわけですよ。同時に、そういうことを含めて現実の労働力政策としてとられておつたものが、あなた方はどういふふうにお考えになるかもしらなければ、繰返して申し上げるようだけれども、現実には適切な対策がとられておらぬ。たとえば中高年齢者の新規求職申し込み件数というものは百三十一万二千七百七十で

しょう。ところが申請書の受付件数というのは一万二千九百八十七です。働きたいということでも申し込んだけれども、要するにその約百分の一しか申し込みを受け付けられなかった。そして申し込みを受け付けた人の中で、今度は就職をした人というのは、一万二千九百八十七が申請書の件数ですが、一万六千三百十三しかおらぬ。こうなると、たいへん失礼な申し上げようかもしれぬけれども、これがいまの労働省の行政能力の限界じゃないか。要するに百三十万人の仕事をしたという人に対して実際には〇・九一%しかそれに応じられておらぬ。つまり残りの九割何ぼという人は落ちこぼれているわけでしょう。そうすると、たいへん失礼な申し上げようだけれども、行政能力の限界というのがこの辺じゃないか。とすると、たとえこういふものをおつくりになつたとしても、たいへん失礼な申し上げようだけれども、いまの労働省の行政能力からすれば五十歩百歩じゃないかという感じがするわけですよ。つまり中高年齢者の失業者に対する解決というものはならぬのじゃないかという感じがするわけですよ。

〇住政府委員 いろいろ数字をお示しいただいたのでございますが、私も、現在の安定所に求職を申し込んでいる者、これは求職者数でございますが、その中には転職希望者も二、三割程度いるのではないかと、いろいろも考えております。したがって、求職者のすべてが現在失業中の者で求職活動をしているということにもならないわけでございますが、たとえば四十四年度におきまして中高年齢者の月間有効求職の数が約二十七万人、これに対して紹介いたしましたのは五万人、就職した者が二万五千人強。就職率といいたしましては、約四万九千に対して二万五千の人が就職をしておる、こういうようなことにもなっております。今後行政努力を続けるならばさらにこの数字が高まっていく。特に求職者に対しては、この法案に書いてございますような援護措置を講

じて、きめこまかな職業紹介、職業指導をやっていくならば実績があるのではないだろうか。それからもう一つ需要の点について申し上げますと、今後の雇用需要、たとえば四十三年から五十年の七年間の就業者の純増分あるいはその七年間の死亡離職を加えた需要というものが八百八十八万人というように推定されるのでありますが、これに対する新規労働力学卒供給の数は四百万人、充足割合は四五%程度、こういうように推定されておられます。この四五%という数字を見ますと、これは三十五年から四十年では六一%、四十年から四十二年におきましては五一%、こういうようにだんだん、新規学卒からの需要を埋める、こういうものが減ってまいります。したがって、今後労働力として期待できるのはたとえ中高年齢者の方々でございまして、私もそういう意味で、努力をすれば中高年齢者の再就職というものが大いに効果がある、こういうように確信をいたしております。

〇山本(政)委員 私はあと時間がありませんので申し上げたいのは、中高年齢者の失業者等の雇用促進措置については、百三十一万の仕事をしたという人がおるにかかわらず、実際に職安で申請書を受け付けてくれた人は一万二千しかない、そういう行政努力は一体どういふものだろうかという疑問を出したわけでありました。

もう一つは、職業訓練の実績及び職業訓練修了者の就職状況を見ても、実際に就職をしておる人は七九・八%しかないわけです。地域的に見れば九州なんかは五七・七%しかないわけです。訓練を受けても行き場所がないというのが実態なんですよ。一体そういうことに対して労働省はどういう適切な手を打とうとしておるのか。私はその雇用促進措置にはいろいろの制約条件があるかも知れぬと思えます。しかし、それ以上に、失業者ができたときにそれを保障する方法というものはあるはずだけれども、そうしてそれが失対であり、失業保険でないか、こう思うのだけれども、しかし失対についてはいろいろの問題があるように

あなた方は考えておられると思うのです。ただ問題は、それが戦後につくられた社会保険的なものであるとはいふものの、いままでの経過の中で、たくさんの方がそういう失対法に付着をしてきたと思うのです。そういうことを改善しようという気持ちが出てきて、それを切り捨てていこうという、むしろそういう気持ちがあるのではないだろうか。失対制度というものは失業保険制度の一つであるという原則は原則としていいけれども、制度の不備を改善すべき点もあるのではないかと、気がするのだが、そういうものについては関心が無い、そういうところに実は問題があるのではないだろうか。それをやはり考えていってもらいたいと思うのです。

最後の質問でございますけれども、いま申し上げたような事柄からいって、申し込みはあるけれども約一割しか申し込みを受け付けていないというような事柄、つまり行政能力がないという例があるいは行政が非常に不親切であるという例がここにあるわけですよ。

今井セツという人、六十歳。これは飯田橋職業安定所の問題であります。昭和四十四年九月四日に職安に出頭して、常用求職の申し込みをしたけれども、紹介がなかった。そしてこの人は四十四年の九月から十月ずっと仕事がなく、たまたまあったにしても労働条件が折り合わないとかあるいは違っているというふうなことで、仕事につけなかったわけですよ。ところが四十五年の二月十二日にこういうことがあります。ある折り箱の製造会社に組み立て工として、これは職安が紹介したわけですよ。紹介条件は、月収二万六千円、社会保険がある、勤務時間が朝の八時から夕方の五時まで、こういう条件で事業所に行つて面接したら、四十七、八歳の人なら二万六千円出してもいいけれども、あなたは年とっているから二万三千円にいたしますというので、これは条件が違うというところで帰ってきたわけですよ。職安は実はそういう紹介のしかたをしているわけですよ。先ほどか

けれども、こういう例が出てきている。小池昇という人、この人も常用求職の申し込みを四十五年の二月二十五日にしたのです。そして何回か職安のほうから紹介があった。紹介があったけれども、条件が折り合わないで帰ってきた。そのあげくに、申請書を出したけれども職安のほうではこれを受け付けてくれない。これも飯田橋の職安です。この人の年は六十二歳。この人は申請書を何回も出しています。そして昭和四十五年の八月には、条件が違うので、基準監督署に訴えて事実を申告したところが、監督署では、事業所の責任によるものであるから解雇か休務か至急明確にしないさいという指示をした。その結果解雇になつておる。要するに条件が違うところへあなた方が紹介をしているわけですよ。だから私は、そういうことを申し上げているわけですよ。

ここにもう一つ、水村四郎さん、五十八歳、これは渋谷の職安であります。職安のほうで言った条件と現場に行つた条件とが違う。違うわけがないはずだけれども、違ってくる。それは、仲に入つて職業紹介をする安定所の人々の中に、いわば親切であるというか誠実を欠いている面があるからこういうことになつておると私は思う。そして措置をしてもらいたいと言え、措置については拒否をします、こういう問題が幾らも出てきているわけですよ。何でもそういう中であなた方は、こういうものができればそういう人たちがちゃんと救済できると言えるのだろうか。たとえこういうところがあったら、そういうことについて欠くところがあるならば、十分な対策とは言いたいだろうか。将来といえどもそういう人たちは失業、要するに職のないという心配に悩まされなければならぬ。だから、あなたがた労働力というものは不足になつてく。私がいまあげたのは全部あなた方がおつてしまった中高年の人たちなんです。まさにここで適用しようとしている人たちです。それでさらこれだけたくさん問題があるわけですよ。何年か前は

に闘争したときの問題じゃありませんよ。最近で
きてきた事柄ばかり。全部この人たちに合つて私
が聞いた話です。そういうものがある中でこれを
つくる。しかも失対のことについてとやこう疑念
を抱かせるようなことがあるということになれ
ば、私も、せつかくあなた方がこれがいいん
だとおっしゃつても、なかなか信用できないとい
うことになってくる。いま申し上げた事柄につ
いてはぜひ調べて、そこに資料があるなら話をし
てもらいたいし、あとで調べた上での報告も聞か
してもらいたいと思う。

最後に、能力再開訓練というのがあるけれど
も、実際にこれは全部適用してやつておられる
かどうか。つまり訓練科目が全部行なわれていま
すか。

○渡邊(健)政府委員 中高年の就職促進措置の認
定を受けた人のうち訓練を行なつておりますの
は、年によって若干の違いはございますが、大体
五四、五五%でございます。それらの人々につ
きましては、いま御指摘のように能力の再開訓練
を行なつておられるわけでございますが、それらにつ
きましては、その訓練を受ける人の希望によりま
して、当該地域にございます訓練校のそれぞれの
希望に応じた訓練科に入れておられるわけござい
ます。

○山本(政)委員 お伺いしたいのは、電気機器科
とか電子機器科とか、私が常識で考えれば技術的
に非常に高度なものがある。それから機械製図科
とか構造物製図科とかいろいろものがあるけれど、
これはあなたの方のおっしゃる通りに、実際には受
けていないと思うのです。しかし、実際にそうい
う設備があるのですか、そういうちゃんとした訓
練をするところの用意があるわけですか、それを
お伺いしたいのです。

○渡邊(健)政府委員 電子機器科等につきま
しても、訓練校にその施設はございます。しかし、そ
れぞれの受講に必要な、たとえば非常に高いもの
につきましても、高校卒程度の学力がなければ訓

練を受けても効果が無いというようなこともござ
います。中高年の方でそういう科目を受ける方
は非常に少ないし、また一名も受けておられない
科もあるわけでございますが、施設としてはござ
います。

○山本(政)委員 だから、中高年齢の人に対し
ては中高年齢の人に適合するようなものを、先
ほど私は単能的なものしかできないだろうと申
上げたが、それならそれをきちんと整理をし
て、つまり、こういうものでやってみようとい
うものがあつていいはずなんです。これは職安に
来た人に対する不親切さと同じように、あなた方
が、こういうべらつと書いたもので施設を置いて
いるだけの話じゃありませんか。中高年なら中高
年の人たちはこういうことをやりますというも
のがあつていいはずだけれども、まだそういうも
のをあつていいはずだけれども、ただこの
紙一枚で——これは、少なくともよくに言わせた
ら、十五歳から六十五歳までに適用するもので
すよ。そういう不親切さというのがあるから、こ
ういうものだって信用できないし、それから、あ
なたの方が、これで労働力の需給のバランスが
ちゃんととれるのだ、こうおっしゃつても、ぼくはな
かなか信用ができないと言つておられます。だから
とつ、こういうことをきちんとして、そして、法
案だけでなく——受け入れ体制というものをき
ちんとしないで、そういうものを整備をしない
で、科目も整備しないで、やりますと言つたつて
だれもこれは信用できないと言つておられます。安心
してまかせられないということなんです。法案だ
けつくるのが能いじゃないでしょう。法案をつくる
なら、それに適応するような科目にし、施設の整
備もしなければならぬはずなんです。そういうこ
とに対して非常に欠けている。それをひとつきち
んとしてもらいたい。

時間がありませんので、ほかのこともお伺いし
たいのですけれども、これで私の質問を終わら
す。

○増岡委員長代理 次に、川俣健二郎君。
○川俣委員 二十一日からの法案審議を伺つてい
ますと、受け答えがかなりあつたわけですが、た
だ何となくこれを提案されたという、核心が——
質問するほうは比較的核心に触れようとしておる
のですが、答えるほうは、なかなかその真意が
つかぬので、私自身弱つておるわけなんです。そこで、
特にわが党の各先輩議員が質問したものとダブ
らないように、私に与えられた時間はわずか三分
でございますけれども、伺つて、さらに私の態度
をきめていきたいと思つておる。

そこで、具体的な問題に入る前に、大臣に二
つ、三つ伺いたいのでございますが、これは法案
にとらわれないで、労働行政の担当大臣として世
の中をばあつと上のほうから見た場合に、一つ
は、失対事業に働く労働者というのは、一体政府
にとつて役に立つておるといふように考えておる
のかどうかということでございます。

なぜ私がこういう質問をするかという、全国
の各市町村の動きを見ますと、結局、失対の
を使う自治体としては、重宝なのか、安いのか。
これは組とか請負なんかに出したらかなりマージ
ンも取られるだろうし、高いものにつくというこ
とからなのか、あるいは国から補助金が出るとい
うメリットからなのか、失対事業をなくさないで
ほしいという決議が矢張り出てきた。これは
意識的に決議したということよりも、政府の
まの動きが、だんだん失対というものを廃案の
方であるという察知の反対体制が出てきたと思
います。たとえば、私の秋田県の場合は、失対を
使つておる二十三自治体があるようですが、その
うち十六市町村というのが失対事業廃止反対とい
う決議をした。これは別に、特に秋田県なとい
うのは革新勢力が強いのではなくて、御承知のよ
うに農村地帯で、まだ保守勢力が非常に根強い
ところである、そういうところがこういう失対事業
を廃止しないでほしいという決議をしておるだけ
に、大臣はこれをどのように考えておるのか。

さらに、私たちが東北のほうにいますと、この失対

事業というのは非常に役立っていると考えている
のですが、ただ中央で、特に日本の国の労働問題
を全部一手に引き受けている大臣から見ると、東
北はそうだが、九州はそうだが、大阪とか東京の
失対に働く人方というのはどうも手に負えないと
いうような考え方もあるのかどうか、その辺を
お聞かせ願いたいと思つておる。

それから二つ目なんです、先ほど申し上げま
したように、自治体の勢力というのは、はっきり
言えば、いまの政府をつくつておる与党自民党の
勢力が非常に強いわけなんです。ところが、与党とい
うのはそのためにあるわけだけれども、一体自民
党の代議士諸公というのは、自民党という党とし
てこの法案に対してどういふ態度で大臣に当た
つておるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思
います。

それから三つ目に、この前も話が出たのですけ
れども、いま労働大臣から見て、日本の国という
のは、仕事をさがしておる世の中なのか人をさが
しておる世の中なのか、求職難か求人難かという
質問をしたと思つておる。その際に、いや、それは中卒
なんかは金の卵で非常に大事なんだが、中高年
になるとどうも歓迎されないようだというふうに、
大臣はこの前、私の質問に答えた。私は違つと思
う。資料に出ておるけれども、あなたがさうでは
ないと思つておる。そこで大臣に、一体いまの日
本の国というのは、人が余つて仕事をさがして
おる世の中なのか、それとも人をさがしておる世
の中なのか、そういう点をお聞かせ願つて、あと具
体的に入りたいと思つておる。

○野原國務大臣 どうもなかなかむずかしい質問
でございますが、率直にお答えいたします。
失対事業は過去において非常に役立った点も多
いと思つておる。特に、私も実は農村地帯東北であ
りまして、失対の方々は非常に安い給金でまじめ
に働いて、しかも町の清掃とか、あまり人の喜
ばないようなことも進んでやつていただく、最近
では町の美化とか、花をつくらつたりなんかし
てやつていただいております。

そのまま走っているわけですよ。審議会の答申と
いうのはどこへいったかということになる。そこ
で私は、審議会がいい、基本構想がだめだとい
うのではなくて、何のために審議会にかけたのであ
ろうかと言いたい。政治家の一人として、国会議
員の一人として、何のために時間とお金をかけて
審議会に答申させたか。その場合に、大臣、伺い
ますが、審議会にかける場合だつて、ぶわつとか
けるわけじゃないだろ。これこれこういう考え
方だから皆さんひとつ頼みます、審議してほしい
というときに、基本構想というのはいつた、その
ときに、労働省の考え方が審議会にあまり理解さ
れなかったからああいう答申ができたのか。それ
とも、あまりにも話にならない答申が出たから、
初め考えた基本構想どおりに審議会の答申
というものを無視してかかろうとしたのか。その
辺の真意が私にはわからぬのですわ。これは大
臣でも局長でもけっこうですから……。

○野原国務大臣 審議会の答申を十分尊重してつ
くったつもりでございます。ただ問題は、非常に
微妙な問題が、ちよつと審議会の御意見をそのま
ま採用してありませんので、その点はいろいろ考
え方もございますので、私どもは、たとえば附則
でもって、臨時の問題などのことかと思ひます
が、これは予算措置を講じておいたが、やはり本
来が臨時の賃金という形の支給がいいか悪いか非
常に微妙な問題で、しかもこれが失対にあたかも
当然なことのごく懸平等が行なわれておつたと
か、やはりこの機会にある程度考え方を要するべ
きではないかということ、予算では計上してお
りませんが、一応臨時の賃金という形では出さな
いというふうなことでこの法案は出ておりますが、
その点は十分ひとつ御審議をいたして、皆さま
方の御意見を伺つた上で善処したいというふう
に考えているわけでございます。

○川俣委員 いや、それ以外にも大事なことが
あるのだ。だけれども、時間がございますせんか
ら……。いまの問題だつてそんなんですよ。労働
省の安定局長を中心にして考え方が少し観念的過

ぎるというか、考え方は非常にりっぱだと思ひま
す。ぬるま湯にいつまでも入っているな、いい仕事
につかせるからという考え方はわかるとしても、
ただ年になってしまったということ、それからさ
らに今度は一時金、ボーナスを取り上げるとい
う考え方をしてみなさいよ。盆暮れというふうな世
の中全部ボーナスをもらう時期に、彼らだけがも
らえないというふうな、なぜそういうことをする
かということだ、私から見れば、でもそのディ
スカッションをするときまた時間があれたから、そ
こで局長、伺いますと、この法案のタイトルとい
うか、テーマなんです、いろいろ考えられたこと
とじゃないかと思ひます。「中高年齢者等」とい
う「等」がついておる問題を、さっきの山本委員の質
問で二条を取り上げておりましたが、もう一べん言
いますよ。中高年齢者というの具体的には言うこと
の場合四十五から六十五だ。これはわかりやす
い。ところが、「等」とつけたのは、その年になら
ない者までも一部入っておるかも知れぬから、そ
ういう者もこれの対象に入れるということだと思
ひます。なぜそこまで考えたのか。そういうもの
も考えなければならぬのか。いわゆる四十五に至
る前までの者も、やる気がない者というか、ある
いは労働省から見ると非常に不都合な年齢層があ
るのかどうか、そういうところをちよつと意図
をお知らせください。

○住政府委員 先ほど御説明申し上げましたよ
うに、この法律の第二条で「中高年齢失業者等」
とは、労働省令で定める範囲の年齢の失業者その
他就職が特に困難な労働省令で定める失業者、こ
ういうことになっております。それで「労働省令
で定める範囲の年齢の失業者」と申しますは、四
十五歳以上六十五歳未満というように考えておる
わけでありませう。

それから「その他就職が特に困難な労働省令で
定める失業者」、これは年齢に關係ないわけござ
います。これはたとえば身体障害者とか、あるいは
は刑余者、または社会的事情によつて就職が著し
く困難な者、これは現行制度でもそういうふうな
考え方をとつておりますが、そういうふうな方々
を就職が特に困難な失業者として労働省令で定め
ていきたい。

で、先ほど申し上げましたように、そういう
定めをする場合におきましては、当然中央職業安
定審議会の御意見を伺つた上で省令をきめてい
く、こういうことになつたかと思ひます。

○川俣委員 よくわかれました。
それで、この法案の概略を、アウトラインだけ
を、時間がないから、もう一べん私はこのように
受けとめていきますから、逆に私の受けとめ方が正
しいかどうか。この法案というのは、いまの失対
事業に働く者の中高年齢者というものを対象にす
るのが目的ではなくて、新しく入ってくるであ
る、仕事を求めに来るであろう中高年齢者を第一義
的に対象にしております、こういうふうに解して
いいのかわかりませう。

○川俣委員 その場合に、局長から見ると、現在の
失対事業に働く中高年齢者のうち、この法案の対象
になつて働かなくなるであろうというのが何割ぐら
い占めると思ひますか。

○住政府委員 私ども、現在の失対事業の就労者
につきましては、この法案の対象ではない、ただ
現在の失対事業の就労者の年齢構成等から考えて
みますと、たとえば五十歳未満の方々が二割程度
おられる。年齢、体力等から見ると、その中で相当
の方々が民間就職を御希望されるならば、さうい
うチャンスもあるのではないだろうか。あるいは五
十歳以上の方々でも、この際自営業等を開業した
らうか、そういう方々に対しては別途の行政
措置といたしまして、たとえば雇用奨励制度を活
用し、就職支度金等の貸し付け額の増額等をはか
りながらそういう方々の援助をいたしてまいりた
い。それはこの法案に盛り込まれておらず措置とは
別個の措置でございますが、そういう措置でやつ
ていきたいというふうに考えております。

○川俣委員 そういう行政措置でやる場合、現在
失対事業に働く人が、極端にいうとほとんどそ
ちらのほうの行政指導の恩恵を受けるべく行くこ
とになります。そうしますと、失対事業に働く中高年齢
者が極端にいうとだんだん減つていきます。そうし
ますと、失対事業は廃止の方向と解釈せざるを得
ないんじゃないですか、どうでしょう。

○住政府委員 現在の緊急失業対策法におきまし
ても、失業対策事業というものは多数の失業者の発
生に対処して臨時的に就労の機会をつつてその
生活の安定をはかる、これは緊急失業対策法の目
的に書いてございます。

そこで、先ほど大臣から申し上げましたよう
に、現在の就労者の中でも、自立を希望する、あ
るいは民間雇用を希望する、こういう方々に援助
をするのは、やはり緊急失業対策法のためまえか
らいっても当然かと思ひます。そういうふうな努

力も統轄するつもりでございますが、その結果、ある事業主体において就労者の数が非常に小人数になる。その場合に、その事業主体として願っておる事業のやり方あるいは効果等を考へて、失業者が少数になった場合どうなるか、こういうようなことだと思つてございませぬが、私もそれはそういう場合もなおかつ就労者の方々が残つておられるならば、その方々の実情に即した事業というものをつくつて吸収をはかつていくべきであらうと思つて、さらに、そういうようなことが不可能な場合には、そういう就労者に対して適当な申すまじか、この雇用審議会の答申にございませぬように、現在まで維持されてきた生活程度と同様な程度の生活ができるような措置等を講じて対策を講じていくべきものと考へております。

○川俣委員 そういふようにとんとん拍子にいけないと思つてございませぬ。それでは、いまやつている町の失対事業に働きたいという新しい中高年者が来た場合は、失対事業につかせるのかどうか。

○住政府委員 新しい中高年失業者につきましても、この法案の特別措置によりまして民間の再就職を促進していく、そのための措置をこの法案に規定しておるわけでございませぬ。それによつて対処をする。したがつて失対事業への就労は考へておらない、こういうことにはいたしてあります。

〔増岡委員長代理退席、委員長着席〕

○川俣委員 そうなんだよね。失対事業に働きたいという人がいるでしょう。仮定でもいいのですから、いる場合に、どうしてもその仕事にはつかせないという意味はどういう意味だということですよ。労働の自由、労働権から見なつてどうでしょう。それは労働省の指導でずっと訓練を受けて、そして正式な仕事につけばいいんだけど、失対事業に働くというのは、働かせる自治体のほうから、非常に重宝というふうな面もあるし、それから働かざるも、時間的な制約とか労働の意欲だけではなくて、何かの関係でパートタイムとかそういうことから失対事業で働

きたいという労働者が中高年者で出てくると思つた、これから新しいのが、労働省としてそれをなぞ阻止しなければならぬのか、そこをもう少し開かしてほしい。

○住政府委員 やはり現在、その労働力の状況から考へてみまして、私もまず第一に失対事業に働きたいということ自体がこれはおかしいのでございませぬ、私も、まず第一に正常の雇用についていたたく、失対事業というものは、民間の正常雇用で働いていただく、これを第一の目標として考へておるわけでございませぬ。ところが、地域等におきましては、先ほど来問題になつておりますように、年齢が高くなるにつれて就職が困難だ、あるいは失業者が多数いるというふうなところもございませぬ。そういうところにおきましては、手帳の有効期間等の延長措置を講じている、就職促進の措置をやつていくわけでございませぬが、なおその手帳の有効期間を過ぎても就職できないという場合には、特別に地域の開発就労事業、こういう制度も用意してございませぬので、そういう制度によつて雇用の機会をつくり出す、働いていただく、こういう対策をとつておるわけでございませぬ。

○川俣委員 非常に残念ですが、一応時間が参りましたのでこれで終わります。

○倉成委員長 次に、労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しませぬ。後藤俊男君。

○後藤委員 第一番に大臣にお尋ねします。公労協関係の有額回答の問題についてきょう閣下でございませぬと思つてございませぬが、先ほどのテレビ、ラジオで、きょうあすにわたつて有額回答をする、こういうふうな報道が、私は見ておりました。きょうあすにわたつて有額回答をいたしましたような問題についてどういふ御決定になつたのか、どういふことがきめられたのか、

この点につきましてお答えいただきたいと思つてございませぬ、閣議のあとの閣僚協議会でございませぬ。これは国鉄を除く各公共企業体の当局からの申し出がありました賃金要求に対する回答について打ち合わせした結果、これを了承したという形でございます。回答につきましては、各当局はそれぞれできるだけ早く回答を行なうということ、額につきましては各企業体によつてそれぞれ、額に連つておりますので一律ではないということ、各公共企業体の経理の実情等を勘案しまして、できるだけ誠意を尽くして自主的に回答を行なうということでございますから、政府はそれぞれ公共企業体の当局が自分たちの自主回答という形で回答するように、回答の額につきましても、大体昨年度の回答額あるいはそれにきつめて近い回答ということに考へておるわけであります。

○後藤委員 そうしますと、いま大臣が言われました回答の金額については、去年の金額には近い金額、しかも有額回答については公共企業体関係全部一律ではない、各企業体の情勢もあるのだから、こういう説明をされたわけですが、それでは公共企業体関係の各組合には一律に有額回答をさせない、有額回答させぬかはその企業体によつて、こういうふうな解釈していいわけですか。

○石黒政府委員 各企業体から有額回答いたしましたという申し出があつて、それを本日閣僚協議会で了承されたということにございませぬ。ただ国鉄につきましても、今年も有額回答はいたしかねるということ、有額回答はいたしたかかぬか、ございませぬので、本日の閣僚協議会での了承からははずれております。

○後藤委員 そうしますと、いまのお話ですと、国鉄だけは有額回答をさしてもらいたくない、承認してもらいたくない、こういう申し出がない。ほかの公労協関係は全部申し出があつて、きょうあすに有額回答をする、こういうふうな解釈していいわけですか。

○石黒政府委員 仰せのとおりでございます。後藤委員、そこで、さらに大臣にお尋ねするわけですが、四月の二十三日でございませぬが、朝日新聞の記事を私読んだわけですが、現在、大蔵省としても、国鉄なりにさらに郵政、それから林野につきましても、来年度の財政状態をにらみ合わせということらしいのでございませぬ、財政的に赤字であるというところにつきましてもある程度格差を考へる。その格差というのは金額的な格差なのか、実施期間の格差なのか、私にはわかりませんが、そういうふうな考へ方が大蔵省あたりにはある。ところが、労働関係を預かる労働大臣は好ましくない、格差をつけたい方向でやつていくのだ、こういうふうな新聞記事を読んだ四月二十三日だと思つてございませぬが、国鉄だけは有額回答の申し出がないのですから、国鉄だけは有額回答はありませぬけれども、ほかのところは全部きょうあすにわたつて有額回答をする。ただし国鉄は有額回答しない。それが順次進んでいきますと、格差の問題がやはり問題になつてくると思つてございませぬ。これは国鉄だけではない、郵政なり林野でございませぬが、こういう関係が問題になつてくると思つてございませぬ、郵政なり新聞の公労協に対して臨まれるかどうか、あのことをはつきり確認していいかどうか、格差の問題について。その点をお伺いしたいと思つてございませぬ。

○野原国務大臣 私は、本来各企業によつてあまり賃金に格差などがあるべきはずのものではないという考へ方を持っております。したがつて、おりに触れてそのとおり言つておるわけでありませぬが、企業の中には、年齢構成であるとか学歴であるとかいろいろなことから多少の格差はやむを得ない。そういう点は決して否定するわけはございませぬ。画一的というわけではございませぬが、しかし、そういうことは、大きな格差を生

ずるようなことは好ましくないのでないだろうかという点を現在考えております。そういった線での公企体の賃金につきましてもでき得る限りそうした格差は好ましくないといい点で格差はつけたい、つけたくないということを主張し、そういった線でもとめたいと考えております。

○後藤委員 いま大臣が言われました格差というのは、各企業ごとに平均年齢も違うでしょうし、さらに家族構成も違うでしょう。だから、賃金の高い安いは違うと思うのです。ところが、いま私が聞かんといましておきましますのは、その企業が非常に赤字である、こういうゆえんをもっていわゆる格差をつける、そういうことに対して大臣の見解としてどうだ、こういうことを私はお尋ねしておるわけでございます。

家族構成あるいは平均年齢とかいろいろ考えていきますと、それは二十何歳の平均のところもあれば四十何歳の平均のところもあります。勤続年数から考えまして金額の比較をすればそれが変わるということがあると思っております。それが格差といえぬことでもないかもしれません。そういうことを考えて格差ということ、労働大臣として考えておられないかどうか。あくまでもそういう企業と労働者の責任ではない、そういう立場に立って賃金というものはきめるべきである、こういうふうには確認していいかどうかという点、もう一べんお答えいただきたいと思っております。

○野原国務大臣 御指摘のとおりであります。全然考えないわけにはいかないことと思っておりますけれども、本質的には経営の内容等で大きな格差が生ずべきものではなからうというふうには考えております。

○後藤委員 どうももう少しすっきりせぬので、大きな格差はつけるべきではないが、小さな格差ならいいように聞こえるわけですね。私の言うのは、企業が賃金をきめる場合に、おまえのところは赤字だから安いぞ、おまえのところは

黒字だから賃金は高いんだぞ、こういうふうなことをすべきではない。同じ公労協傘下の組合でありましたら、国鉄であろうと郵政であろうと林野であろうと、平均年齢、内容、家族構成、そういうものは別問題にしまして、赤字なるがゆえに格差をつける、あるいは実施時期を延ばすとか、そういうふうなことでなしに、堂々と賃金というものは正しくきめられていく、労働大臣といましては、責任をもってそういうふうなことをやられていくんだ、このことをはつきり私、確認したいわけでございますけれども、その点あいまいなことを抜いてもらって、きちっとしたことだけ端的にお答えいただければ一番いいわけなんです。

○石黒政府委員 格差ということばが——大きな格差はあるべきでないという抽象的な原則というものは、あまり異論がないかと思いますが、それじゃ何が格差かということばはなかなかむずかしいと思っております。たとえば近年の仲裁裁定におきまして、額と率の併用というふうなことをやっておりますと、アップ率においては変わりが出てくるというふうなこともございまして、したがって格差が全然ないというふうにするのも、実際問題としてむずかしいかろうと思っております。そういう意味で大臣が申したもので、原則論といましては、先ほど大臣が申したとおりであります。けれども、具体的な賃上げの場合に、全然差がないようにできるかという、それもいかない点があるということをおし上げたわけでありま

す。

○後藤委員 いまいわれられた気持ちにはわからぬことではないのですが、具体的に例を申し上げますと、三公社五現業がある、この中には農林の公務員関係もあるわけですが、そこを平均で、たとえば今度一円なら一円で全部ずらったときめるとか、そういうことを言っておるわけではないのか、構成とか、先ほど言われたいろいろの要素がございまして、公平に見たところである程度賃金の違いが出てくるのはこれはあたりまえなんです。だけれども、企業の赤字であるということ

根拠にしてある程度の格差をつける、そういうことは一体おやりにならぬでしょうねということをおし上げておるわけなんです。そんなことは一切やしません、その御決意を大臣に答えていただければありがたいわけなんです。

○野原国務大臣 企業が赤字であるというところと格差をつけるべきではないというのは、私の当初からの考えでございます。

○後藤委員 それと関連しまして、いままで公労協の闘争についてはなかなか有額回答が出ぬ、自主団交で最終的にきめる、こういうところまでいくのは非常にむずかしい。毎年これはむずかしいことをやっておるわけですが、いま電通なり、さらに専売等におきましては、団体交渉が非常に進められておるといふふうには聞いておるわけでございますけれども、ぜひひとつ今度のこの春闘の公労協関係の問題につきましても、早く有額回答を出してもらおう。その有額回答につきましても、ことしは大体民間のほうが七千五百円から九千五百円ぐらい出ているわけなんです。安いのを出してもらったってこれは問題になりませんので、やはり民間の関係も十分考えてやってもらわなければいかぬわけなんです。さらに団体交渉を煮詰めていただいて、自主的な団体交渉でこの春闘の問題を解決するというぐらいな決意と、いま言われましたところの赤字なるがゆえの問題というの

は、そういう方向にいかないようにはぜひひとつ強く——閣僚協議会でございますか、まだこれからいろいろの基本権があるかと思っておりますが、進めていただくようお願いしたいと思っております。

それから、その次の問題は、政労協関係の問題です。これもやはり今日同じように春闘をやっておるわけですが、政労協関係が春闘に参加しましたのは三年か四年前だと思っております。毎年毎春闘を始めて、解決するのは公務員の人事院勧告が出てから、一年間戦いを続けておるわけなんです。しかも大臣御承知のように、おとしでございますか、木村官房副長官あるいは労働大臣が、

この政労協関係の闘争につきましては、具体的に早く解決するようにやる、こういう約束もやはりされておるわけなんです。しかもこの委員会におきましても、その問題は再三再四取り上げたわけでございます。ところが、理事者側のほうには、いまの公労協と一緒に、なかなか有額回答せぬわけなんです。せぬのではない、押えているわけなんです。だから、現在理事者側のほうでは、もうこんなことをやっておらずに、有額回答を出して、そこで自主的に団体交渉をやつてきめるべきだ、これは五十二、三組合があると思っておりますけれども、そういう空気になっているところの理事者側もあるわけなんです。さらに、去年中央労働委員会の石井会長でございますか、こういう有額回答あるいは団体交渉の問題についても、内示がどうこうということばなかなかこれは出さぬわけでございますが、これは別に制度上の拘束というわけではないのですから、理事者側の腹一つでこれはやれると思っております。ですから、政労協関係の問題についても、毎年毎年春から戦いをやつて年末に解決する、その間にストライキを何回も何回もやってお互いに苦勞する、こういうふうなことは、もう三年も四年もやつてまいりましたコースで、芸のない話だと思っております。ですから、ことしあたりは、去年、一昨年申し上げたとおり、政労協の問題についても有額回答を出してもらおう、自主的に団体交渉をやつてもらおう、そして公労協なり一般民間の春闘と同じように解決する、そういうところまで強い行政指導をやつていただく必要があると思つて、三年も前から、そういうふうなやり方という約束はもうできておるわけなんです。約束だけできておりました中身は全然前進しない、これが現実だと言つても間違いないと思つておりますが、この点いかがですか。

○石黒政府委員 政労協の問題につきましては、たびたび先生から貴重な御意見をいただいておりますが、私もまた同じようなことを申し上げて恐縮でございますけれども、政労協等は補助金、交付金等、政府の予算の支出によつてまか

う、対策を促進していこうと言われるのか、その辺の御説明をいただきたいと思ひます。

○住政府委員 雇用対策法の十九条の規定に基づきまして、雇率の規定は、御承知のように、別に法律で定めるところにより、事業主に雇用されている労働者のうちに中高年齢者が一定率以上になるように必要な施策を講ずるものとする、この規定を受けまして、職業安定法に中高年齢者の雇率を定めた規定を置いておるのでございますが、現在、中高年齢者の雇率を促進するためには政府並びに関係機関が率先して努力をすべきであるというふうな観点から、官公庁関係につきまして三十四の職種について雇率を設けておるのでございまして、いろいろ職種に応じて雇率が違つておりますけれども、達成率におきましては大体九〇%以上の実績をあげているのではなからうか、私どももこのように考えております。

民間企業につきましては、この法律に基づきまして雇率を設定することとしておるのでございまして、雇率が設定された場合に、中高年齢者を積極的に雇い入れるよう事業主に対する周知徹底とか、あるいは雇い入れの要請をするわけでございますが、そのためにはこの法律案に基づきまして、たとえば求人受理につきまして、第五条に書いてございますように、求人者の受理にあたっては、求人者に対して、年齢その他の求人者の条件について指導するとか、あるいは雇い入れ、配置、作業の設備、環境等、中高年齢者の雇率に関する技術的事項について助言、援助を行なうとか、あるいは第八条におきまして、求人者の申し込みの受理に関する特例をいたしまして、事業主が中高年齢者でないことを条件とする雇率の設定された職種にかかわる求人者の申し込みをした場合には、求人者の受理をしないことができる、こういうふうないろいろな規定を置かしまして、いままでの官公庁等における雇率の達成の経験を生かしながら、こういう条件を整備して、民間事業所につきましても、一定の職種につきまして雇率を設定し、中高年齢者の雇率を大いに促進していこうと

いうように考えてこの法案に必要な事項を盛り込んでおる次第でございます。

○古川(雅)委員 その点につきましては後ほどまた伺いすることにいたしまして、実はきょう自治省のほうからおいでをいただいておりますが、会議の御都合で早目に退席をされたいということでございますので、多少順序が不同になります。最初自治省に閣連をした問題からお伺いをしてまいりたいと思ひます。

これはこの法案の第二十二条にかかわつてまいりますが、いわゆる特定地域における開発就労事業の実施のことにつきまして伺いをしてまいるのでございまして、この実施の期間、事業の内容ですね、雇用対策といった点でどういってお考えがおりますか、その点からまず伺いたいと思ひます。

○遠藤政府委員 この法律案の二十一條の規定に基づきまして、特定地域におきましては特定地域開発就労事業というものを実施する予定にいたしております。この内容は先般成立いたしました予算に盛り込まれておりますが、本年度におきましては約五千人の就労ワクをもちまして実施いたしますことになってまいりました。その条件は、現在までに行なつた緊急就労対策事業、あるいはこの関連事業の離職者を対象といたしております。座敷地城開発就労事業、こういったものとはほぼ同じような内容のものでございまして、その補助率は、事業費の三分の二を国が補助をいたしまして、残りの三分の一を地方公共団体、都道府県、市町村が負担する、こういう内容になっております。

○古川(雅)委員 概略御説明をいただいたわけでありまして、雇用審議会の答申には、「特定地域開発就労事業は、臨時的に施行されるものであるから、これに就労する者の生活の安定のため、事業の計画的施行の面において配慮する必要があることと。同時に、事業就労者の安定した雇用の再就職についての配慮を欠くことのないよう努めること」というように答申をいたしております。この

答申のごとく、臨時的なため、就労者の生活安定のため事業の計画的施行を配慮するところをわけでありまして、この点を尊重する施策というのはどういうことでしょうか。

○遠藤政府委員 これは、先ほど来御説明申し上げておりますように、中高年齢者の失業者が求職手帳の発給を受けまして、就職あっせんあるいは職業訓練その他のいろいろな再就職をするための援護措置を受けまして、なおかつその求職手帳の期間内に再就職できなかった人たちにつきまして、安定した職業につくまでの期間、この特定地域開発就労事業に就労させることによってその生活の安定をはかりながら再就職につとめてまいりたい、こういうたてまえになっております。したがって、この特定地域開発就労事業に就労いたします失業者の労働条件というふうな面につきましては、現在緊急失対法によって行なわれております失業対策事業の場合よりは、いろいろな面で有利な措置がとられるように相なつております。したがって、生活の安定という点におきましても、現在の失対就労者の場合よりはかなり有利になっておりますし、その生活の保障といえますが、あるいは再就職のための措置という点につきましても、この就労しながらその間に再就職のあつせんをはかつていくということによって十分その措置がとられる、こういうふうな考え方をおる次第であります。

○古川(雅)委員 くだいようであります。「再就職についての配慮を欠くことのないよう努めること」ということについての「再就職への配慮」とありますね。この点について従来よりもさらに充実をされて運用できる、施行できるといふ御説明でございますけれども、この点もう一回確認させていただきますかと思ひます。

○遠藤政府委員 御指摘のように、この特定地域開発就労事業は再就職のための臨時的な就労というたてまえになっております。その事業が終つた後に次の新しい事業を始めてその事業に就労させたい、こういうたてまえをとってはおります

が、この事業に就労すること自体が目的でございませんで、この事業に就労する人たちにつきましては、常時再就職のための指導、あっせんということによって、一人でも多く、一日も早く正常な雇用の場につける、通常の雇用に再就職をさせるような措置をとりながらこの事業の就労をはかつていく、こういうたてまえになっております。そういう意味で従来以上にこういう人たちの再就職のあっせんにつきましては特段の措置をとるようになっておりますので、御指摘のような方向で中高年齢失業者の人たちの再就職をはかつてまいれる、こういうふうな確信をいたしておる次第でございます。

○古川(雅)委員 昭和四十六年度の失業対策事業関係の予算でございますが、この特定地域開発就労事業費として四十六年の十月から実施するものとしておりますが、その事業規模を五千人と算定をしておりますが、この基礎について御説明いただきたい。

○遠藤政府委員 この事業規模五千人といたした点につきましては、実はただいま御説明申し上げましたように、この事業に就労する人たちは、一応たてまえをいたしましては、求職手帳の有効期間中に再就職できなかった人たちがこの就労事業に就労する、こういうたてまえになっております。したがって、四十六年度につきましては、この法律案が成立いたしますと十月一日から施行になります、こういう予定にいたしておりますので、その関係で求職手帳の有効期間が切れてなおかつ就職できないという人たちは、通常の考え方からまいりますと、四十六年度中はごくわずかの人があつて出てまいらない、こういうふうな考えられます。とうてい五千人というふうな数は達しないかと思ひますので、それだけを対象にいたして考えてみますと、五千という就労額は必要でないということになるわけでございます。ところが、この点につきましては、現在失業対策事業に就労いたしております十九万余の人たちがおりまして、こういう人たちにつきましても、新しいこの法律案によりまして特定地域開発就労事業

に、失対事業から離脱いたしました。こういう新しい事業のほうに切りかわろうという希望者につきましては、それを受け入れるたてまえをとおしておるわけでありまして、と申しますのは、現在の失対事業就業者の中にも、こういう新しい就労にたいする体力、能力を持ち、意欲を持った人たちがおられるわけでありまして、そういう人たちが、できるだけそういう希望に応じて切りかえていく方法をとりたいという希望を考慮しておりまして、そういう人たちの希望数というものを一応私どものほうで予定いたしました五千という就労額を予定いたしましたわけでございます。

○古川(雅)委員 特定地域開発就労事業につきまして、この実施をしてみたいと、いわゆる地域のアンバランスの問題が起つてまいらぬと思っております。作業能力あるいは事業の性格等について、こうしたアンバランスを生ずるおそれは十分あると思うのでございますが、その点についてはどのようにお考えでございますか。

○運輸政府委員 特定地域開発就労事業の事業内容ににつきましては、もう先生御承知だと思いますが、道路の新設、改良、補修あるいは舗装あるいは工場団地、住宅団地の造成とか河川の改修事業、こういったものが大体その事業のおもな内容になっておりまして、必要な地域についてはこの事業を随時実施してまいり考え方をとおしてありますので、地域的なアンバランスを生ずるといふようなことはない、このように考えております。

○古川(雅)委員 この点、雇用審議会の答申には、「事業の実施が地域の開発効果に重きを置くことによつて、失業対策としての性格が軽視されないようにすること。また、事業の内容及び運営は、就労する者の大部分が中高年齢者であることに留意し、これらの者にとつて無理のないようにすること。」というふうにございまして、したがって、地域のアンバランスというものが当然考えられて、失業対策の性格が軽視されないようにとあるわけでございますが、この点については十分な配慮が必要ではないかと思つてございまして、

この点いかがでございますでしょうか。

○運輸政府委員 この特定地域開発就労事業に就労いたしますのは、先ほど申し上げましたような資格要件を持った人たちになりますので、具体的に申し上げますと、四十五歳から六十五歳未満の人たちがこの就業者ということになるわけでございます。したがって、そういう就労資格を持った人たちが一定の人数に達した場合には、この事業を実施したて就労させるといふこととでございますので、その対象者の年齢構成なりそういうものに就いて事業種目を選定いたしましたして事業実施をするということになるわけでございます。当然この雇用審議会の答申にございませぬ地域の開発ということにだけ重点を置くのあまり、失業対策としての効果が減殺される、軽視されるということのないように、答申の趣旨を十分尊重いたしまして、今後の事業の実施計画については実施にためてまいりたい、このように考えております。

○古川(雅)委員 特にこの答申では、「無理のないようにすること」といふふうにはっきり明記してあるわけでございます。その点を受けて、その答申を尊重してどういふふうにならざるを得ないか、無理のないように運営していくということだけではどうも納得し得ないわけでございます。けれども、具体的にどのようにならざるを得ないか、お伺いしておきたいと思つております。

○運輸政府委員 抽象的に申し上げてははなはだ恐縮でございます。実例をもつて御説明申し上げます。現在産炭地域で実施いたしております類似の開発就労事業がございまして、この場合には、先ほど申し上げましたような団地造成とか道路の新設あるいは舗装といったような仕事をおもな内容にいたしております。ここに就労しておる人たちの年齢構成を考慮してみても、大体四十歳、四十五、六歳から六十四、五歳くらいまでの人が大半でございます。したがって、その就業者の

中にはかなり年齢の高い人もあるいは体力の劣った人も含まれております。同じ団地の造成あるいは道路の改良、舗装といった事業にいたしまして、それぞれその作業内容には重軽がございまして、かなり重作業に属する仕事もございまして、軽作業、雑役の仕事もございまして、したがって、比較的体力のない年齢の高い人たちにございまして、同じ事業種目の中で、同じ団地造成あるいは道路改良、舗装、そういう仕事の中で、比較的軽易な雑役に属する仕事に従事していただく、体力のある若い人たちについては重作業をやつていただくというふうなことで、それぞれに応じて賃金も支払つております。賃金の例を見ますと大体千七、八百円というものが平均であります。重作業については二千二、三百円、軽作業が千四百円といったようなことになっております。それぞれ体力、年齢に応じた仕事をしていただくような体制になっておるのが実情でございます。

○古川(雅)委員 就労事業費でございますけれども、補助率は三分の二ということでございます。残りの三分の一が地方公共団体の負担になるわけでございますけれども、この地方負担の財政措置でございます。従来、石炭開採事業の地方負担の財政措置あるいは緊急就労事業の地方負担の財政措置にかんがみまして、今回はこの点自治省とどういふ折衝がなされたか、まず労働省のほうからお伺いをしてまいりたいと思つております。

○運輸政府委員 地方負担の問題につきましては、従来の緊急就労対策事業あるいは石炭開採事業の場合と同じような経緯をとつてございまして、地方負担の三分の一の負担にございまして、地方起債なり地方交付税でこれを処理していただくように、自治省と現在話し合ひを進めておる次第でございます。

○古川(雅)委員 自治省のほうはいかがでございますか。現在話を進めておるといふことは、まだ話がついていないということであると思つておるわけでございます。

○横手説明員 特定地域の開発就労事業の地方負担に対する財源措置につきましては、労働省からお話があればいいと思つても、事業実施に支障を生じないように私どもも程度考えてまいらざるを得ない、かように思つておりますが、地方団体の財政状況、こうしたものも勘案しながら、地方債の充当あるいは特別交付税の配分、こうした際に十分配慮してまいりよう検討してまいりたいと思つております。

○古川(雅)委員 局長に伺いますが、今後配慮していくような自治省のお考えでございますか。まだ話し合ひはついていないというふうな私受け取れるわけでありまして、その点はっきりしないままこの法案の提出をされた底には、何かはつきりした御確信のようなものがあつたのではないと思つておりますが、どうもその辺明瞭でないのでございまして、いまの段階ではっきりできませんか。

○住政府委員 この開発就労事業でございますが、地方の負担が三分の一になるわけでございますけれども、私ども現在の失業対策事業等に比較して、単価も三千円というふうな高いものを組んでおります。そういう意味で事業効果も工事を実施する地方公共団体等に帰属するものも多いわけでございます。しかも、先ほど来問題になっておりましたが、もちろん失業対策としての機能を果たさせると同時に開発効果もねらつておる、こういう性格の事業でございます。そういう意味で三分の一の地方負担をお願いしようと思つておるわけでございますが、従来も失業対策という観点から産炭地開発就労事業なり、緊急就労対策事業につきましては、たとえば特別交付税とかあるいは起債等の御配慮を自治省からいただいております。私どもも、この事業の性質が、一つの大きな目的として失業対策という機能を果たすという観点から、緊急就労対策事業とかあるいは開発就労事業に対する同様の配慮を自治省にお願いをしたい、こういうふうに思つておるわけでございます。この法案の通過等の関係

和四十六年一月では〇・九倍。完全失業者につきましては、昭和四十三年が五十九万人、以下四十四年で五十七万、四十五年で五十万、四十六年の一月に至っては六十六万、四十六年の二月の推定が七十二万、こういう数字の経過を統計が示しているわけですが、この数字をもつてしてはたして提案理由に述べていらつしやるような分析とつじつまが合うのかどうか、この点御説明をいただきたいと思ひます。

○住政府委員 安定所の窓口における求人求職の状況、ただいま先生御指摘のとおりでございますが、そういう状況を長期的に見ますと、たとえ昭和三十年度には一求職者当たりの求人〇・五倍というふうな、非常に大きな求職超過だったところが、三十四年ころからわが国の経済が高度成長期に入ると同時に求人求職がほぼ均衡しておる。それ以降、求職者の増加に比して求職者の増加のほうが高いということで、現在のところ求人倍率は、四十五年平均をとってみますと全体として求職者一に対して一・六前後になっておると思ひます。そういう意味で、傾向的に見ますと、求人求職のバランスというものが非常に求人超過のほうに傾いてきておる。それは地域別あるいは年齢別にアンバランスがございますけれども、年齢別に見ましても、そういう傾向がだんだんと年齢の高い層に及んでいっておる。地域別に見ましても、その関係が、求人求職のバランスにおきまして求職超過の地域等もございませけれども、その状況も著しく緩和されてきておる。

それから完全失業者の数字でございますが、これは大体六十万前後。最近、景気鎮静化の影響を受けてまして、対前年の同月と比較いたしますと、四十五年後半におきまして、それまでむしろ減少ぎみであった実数が、実数としては後半からふえてきております。そういう意味で景気鎮静化の影響があるかと思ひますが、これを失業率に直してみますと、大体一・一%から一・二%、こういうような状況でございます。たと

えば現在のアメリカの失業率が五・五%以上になつておる。あるいはヨーロッパ諸国においては三%内外、こういうような状況から考へてみますと、完全失業者の数だけでは失業情勢を判断する基準にはならないかとも思ひますけれども、わが国の完全失業者というものは諸外国に比べて非常に低い水準を示しておる、こういうふうに考へておるわけでございます。提案理由の説明の傾向は、全体として私も正しいものというふうに考へておるわけでございます。

○古川(雅)委員 ところが、特にこの法案の中核をなしている中高年齢者についての職業紹介の実態というものは非常にきびしいものがあるということ、これは先日米指摘をされてきているところでありまして、特に労働者としては、高齢者コーナーを設けてこれを専門の窓口としておるわけでございますけれども、求職者とそれに対する就職者の数、この中から算出されるいわゆる就職率といたつた点をごらんになれば、どうもいまの御答弁に納得がいかないというところは認められると思ひます。この数字を御説明いただきながら御見解を伺いたいと思ひます。ことに、人材銀行といわれるようなかなりの技術職、管理職というふうな技術を持ったそういう方々の就職率でさえ、四十三年度で二五・七%、四十四年で少し伸びましたけれども三四・一%というふうな非常に低い数字を示しているわけでございます。この点、どのように考へてございませうか。

○住政府委員 まず全体の中高年齢者の職業紹介状況でございますが、これは二つの数字がございます。一つは、その月間において有効とされておる求人求職の数字と、それからその月において新しく就職した、あるいは求人があった、こういう数字と、二通りございますが、その当該月にお

きまして新しく就職した者の状況について見ますと、たとえば四十三年度におきまして六万一千八百八十五人、四十四年度は六万四千七百三十二人、四十五年度につきましては、四月から十二月、六万八千四百八十三人というように就職申し込み件数がふえてきております。これに対して安定所といたしまして紹介をするわけでございますが、大体四十四年度におきましては六万四千七百の求職申し込みに対して、四万九千七百の紹介をいたしております。そこで二万五千六百の方々が就職しております。四十五年の四月から十二月について見ますと、先ほど申し上げました六万八千四百の求職申し込みに対して、紹介が五万一千、そこで就職が約二万五千五百、こういうことになっておるわけで、大体就職率といたしまして三七・八%、こういうことになっております。

それから、高齢者のために安定所で高齢者コーナー等を設けて就職のあっせんをいたしておりますが、現在二十カ所の安定所でそういうコーナーを設けております。それでコーナーの状況について見ますと、求職申し込みの数は、四十五年の四月から十二月まででございますが、一万六千三百人、就職が五千三百人、就職率は三三%、こういう状況でございます。また、人材銀行について同じ時期をとってみますと、求職の申し込みが約一万一千七百、就職が三千四百、就職率が約三〇%、こういうことでございます。

いづれにいたしましても、私もこの数字から見ると、就職率というものは必ずしも高いというふうには考へておりません。せいぜい四〇%足らず、三〇%から四〇%でございますが、この求職者の中には、先ほど申し上げたのでございますが、現在職業についておる、ところが、他にむつといふ条件のところがあれば行きたいというふうな転職希望者等もかなりおられます。そういう方々でも、安定所に求職を申し込み込んでこれらすなわば職業紹介等をいたすわけでございますが、一部実態調査の結果から推計いたしますと、そういう転職希望者が求職者の中の二、三割はあ

るであろう、こういうような推計も出ておりますので、ほんとうに現に仕事がなく安定所に求職に来られるという方々につきまして就職率というものは、この数字よりはむつと高いものになるというふうに考へております。

○古川(雅)委員 中高年齢者、特に高齢者が職を求めてもなかなか職を得られない、就職率が低いということをお話し上げたわけでございますが、局長のほうとしての御答弁は、必ずしも高いとは言えないというふうな表現をしていらつしやいますけれども、あえてなぜそれを低いとおっしゃらないのか。その辺の姿勢が私にはわからない。先ほどの数字をさらに分析していただくとわかりますけれども、年齢が高まるにつれて就職率は非常に低くなるわけですね。非常に再就職がむずかしくなるわけですね。その辺の事実の認識のしかた、年をとるほど就職しにくいのだ、非常に就職率が低いとはつきりお認めになったほうがいいんじゃないか。それを、必ずしも高いとは思へないというふうな、その姿勢が私はおかしいと思ひますが、いかがですか。

○住政府委員 非常に表現が適当でなかつたかと思ひますが、御指摘のとおり、年齢が高くなるにつれまして就職率が悪化していく、こういう事実は統計の示すところでございます。○古川(雅)委員 その点で、今回のこの法案によりましていわゆる緊急失対法の取り扱いをどうしていくかという問題になるわけでございますが、先ほど読み上げた、雇用失業情勢についての雇用審議会の答申の、失業者が再就職するまでの間、生活に不安を感じることをないよう方策を講ずること、この点についての方策には私たちが全く納得できるものがない。非常に不安を残したまま、緊急失対法の取り扱いにいろいろ考へていまして示しているわけでございます。以下それを伺つていくわけでございますけれども、この点、答申無視と言つても過言ではないと思ひますのでございませうが、いかがでございますか。

○住政府委員 先ほども申し上げましたように、現状において中高年齢者の就職は容易でない、こういうことは事実でございます。しかしながら、全体として労働力の状況等を考えますときに、中高年齢の失業者に対しては、たとえば手帳制度に基づく手当を支給しながらの職業指導、職業紹介、職業訓練、こういうような措置を総合的にきこまかく実施していくならば、私も、現在の雇用失業情勢から見まして、そういう方々の再就職というものが困難でなくなる、そういうように考えております。そうして、そういうために、この法律でそういう失業者に対する特別措置を規定いたしましたとともに、そういう中高年齢失業者を雇っていたり、事業主に対する措置等についても、この法案で盛り込んでおるわけでございまして、そういう対策と両々相まって動かしていただく、従来のように失業対策事業に就労することなく、民間の正常雇用に職業紹介をすることができ、こういうように考えておるわけでございまして、そういう意味で、この法律案に基づく措置を行なうならば、そういう対策がとれる、こういうように考えておるわけでございまして。

○古川(雅)委員 現在、緊急失対法によって措置されて働いている方々について、今回のこの法案による措置が、より生活が保障され、生活の向上につながるというものであれば、またそれが確約されて何ら不安がないというものであれば、これは問題はないわけでございますが、そこに私は非常な不安を感じるし、政府のこれまでの中高年齢者の雇用促進に対する施策の経過を見てきて、安心してこの法案に賛成することはできない、そのように考えるわけでございます。

これまで毎日議論はいたしてきまして、けれども、一応項を追ってこれからお伺いをしてまいりませう。

この法案の附則の第二条、いわゆる「緊急失業対策法の効力」についてまずお伺いをしてまいりませう。

この第二条には「この法律の施行の際現に失業

者であつて、この法律の施行の日前二月間に十日以上失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずる失業者についてのみ、当分の間、その効力を有するものとする。」という規定がございまして、緊急失対法に基づく失業者についてのみ当分の間その効力を有するものとするということであり、今後新たに発生するものと考えられる失業者については現行法の適用は受けられないということであり、先ほど伺った雇用失業情勢の現状からして、今回のこの特別措置のみでは充足はきわめて困難である、これはもう一般世論の大勢です。ゆえに、わが国の失対制度の中で、最終的な受けざらといえますか、表現はどうかと思ひますけれども、そのようにいわれております失対事業に就労させるべきであると思ひますけれども、まずその点いかがでございませう。

○遠藤政府委員 現在の法律体制のもとにおきましては、先ほど来局長が御説明申し上げましたように、中高年齢失業者で安定所に求職の申し込みをしまし、中高年齢の就職促進の措置という制度の適用を受けることに相なります。それで、現在の制度のもとにおきましては、二カ月ないし六カ月間の中高年齢の就職促進措置を受けまして、その間に就職指導なり就職あっせんあるいは職業訓練、そういう措置を受けて、なおかつ正常雇用に再就職できない人たちが、今度は緊急失対法によりまして失業対策事業に就労するというたてまえに相なっております。

現在までのこの中高年齢就職促進措置の状況をちょっと簡単に御説明いたしますと、たとえば昭和四十四年度の例をとりますと、四十四年度で中高年齢の就職促進措置の認定を受けた人たちは、一年間に一万二千名でございまして、その中でいろいろな訓練なり職場適応訓練なり職業講習あるいは就職指導、こういった措置によりまして就職をした人が一万六百名になっております。残りの人たちが失対事業に就労して、こういう形に相なっております。

今度の新しい中高年齢の雇用促進の特別措置法

案、ただいま御提案いたしております法案は、従来の中高年齢就職促進措置の内容をさらに改善いたしまして、その就職あっせん援護措置を強化することによって、先ほど御指摘になりましたように、年齢が高くなると就職がむずかしくなる、こういった人たちの再就職をできるだけ促進するという措置をとるための法案でございまして、そのためにはこういう人たちに對しまして求職手帳を発行いたしました、最低六カ月、その人たちの年齢その他によりまして、あるいは就職の困難な地域によりましては最長二年までこの求職手帳の有効期間を延長いたしました、その間にいろいろときこまかな援護措置を講じて再就職をあっせんしていき、しかし、求職手帳の有効期間を延長いたしました、あるいはいろいろの援護措置を講じました、なおかつ就職できないという人も当然残り得ると考えられます。したがって、そういう人たちにつきましては、先ほど御説明申し上げました特定地域開発就労事業を起こすことによつて、その事業に暫定的に就労していただく、引き続き就職あっせんをはかっていく、こういうたてまえにしております。したがって、そういう人たちを、現在の緊急失対法によりまして失業対策事業には就労させないで、新しい特定地域開発就労事業のほうに就職させる、こういう立場の方に切りかえることにいたしましたわけでございませう。

○古川(雅)委員 御答弁では、その肩がわりとして特定地域開発就労事業に就職させるということでございますが、これは先ほどもお伺いしたとおりの内容で、量から見て、現在の開就労では失業者の生活保障はきわめて弱いという不安がございまして、もう一つは、特定地域の開就労では、特定の地域であつて全体的なものではないという点、そのようなことからして、現在の失対事業に就労したほうが雇用の安定行政というその施策の環によりなるんじゃないか、こういうように考えるわけでございませうが、その点いかがお考えでございませうか。

○遠藤政府委員 現在の失業対策事業につきましてはいろいろ御批判を受けておりましたが、それに就労しております人たちの状況を見ましても、そういう人たちの労働能力を維持し、かつ就職あっせんというその制度の方向についてはいかがかと、いうような実態になってまいっております。したがって、失対事業については、内容その他について抜本的な改善をすべきである、こういう大方の御意見もございまして、現在の緊急失対法によりまして失業対策事業を改善いたしまして、もっと再就職あるいはその就労確保に役立ち得るような内容に切りかえたものが、今回御提案いたしております中高年齢の雇用促進特別措置法というわけでございませう。

これは先ほど先生から、失業対策としての効果がきわめて薄く、あるいは懸念される点があるという御指摘がございしましたが、私も、お伺いしたしましては、この事業実施につきましては、雇用審議会の答申にございまして、地域の開発という点にももちろん目的を志向いたしておりますが、もう一つの大きな柱として、こういった中高年齢失業者の雇用対策、失業対策という点に十分留意しながらこの運営をはかつてまいりたい、かように考えている次第でございませう。

○古川(雅)委員 これはことしの三月十八日の朝日新聞でございませうが、失対事業についての特集をいたしております。その中でいろいろ述べているわけでございませうけれども、特に「失対の仕事はほとんどが道路や公園の清掃、ドブさらい、道路舗装など。賃金は一日最高千三百九十六円、最低七百二十円、平均が千円。労働時間は拘束八時間、実労七時間半。」というような実態を述べております。その失対事業に對していろいろ御批判があるからということで、いま御答弁の中で現在の緊急失対法に對する考え方、一端を述べられたわけでございますが、どうもその点については、ごく一部の、問題のある、批判を受ける点だけをとりあげて、それを全体に当てはめて、緊急失対法に對する態度をおきめになつておるんじゃないか。

ごく一部のことを全体に当てはめて議論するといふことは非常に間違ひじゃないかと思うのでございますが、その点いかがでございますか。たとえこの新聞に「労働省が去年夏東京の十の作業現場を抜打ち検査したところ実働時間は最長三時間、最低十五分だったと報告されている。同省は「情眼をつくる失対天国」とさえ皮肉っている。」というところが出ておりますが、ごく一部の、きわめて限られたところで、夏のある日にたまたまそういうことがあったとしても、これをもって全体の失対事業の性格、内容を論じていらつしやるようなその姿勢はどうか納得がいかないのでございませぬが、いかがでございますか。

○遠藤政府委員 たいま御指摘の新聞記事に出ております東京都下の昨年の調査の結果でございますが、その件につきましては、事実そのとおりでございますが、私も東京の十カ所の作業現場につきまして調査いたしましたその結果が、全国の十九万の人たちが就労しております失対事業の実情だといふふうな考へておる、こういうことでは毛頭ございませぬ。実は今回の法案を提案いたしますにつきまして、先ほど局長御説明申し上げましたように、昨年の九月から失対問題についての調査研究会を発足いたさせまして、この調査研究会の専門の七人の委員の方々に、失対事業の現状につきまして全国的に調査をお願いいたしましたわけでございます。北は北海道から南は九州、鹿児島まで研究調査をお願いいたしましたその結果によりますと、必ずしも先生いま御指摘になりましたようなことばかりではございませぬで、各地域、各市町村によつてそれぞれ実情は異なつておりますけれども、十九万の就労しております人たちの現場の実態は、まあ申し上げますと千差万別でございます。都市地域、農村地域あるいは過疎地域、そういうところそれぞれ異なつた様相は呈しておりますけれども、全体が一がいにいわれるような悪いというふうな状況ではございませぬ。失対状況が非常に成果をあげておる、地方住民にも喜ばれておるというふうなそういう現場

もございませぬ。そういう市町村もございませぬ。その反面、一番悪い例でございませぬけれども、たいま御指摘がありましたような東京都下の一部の例もございませぬ。ただ、そういうことではございませぬけれども、全体として見ますと、失対事業の現状はもう先生御承知だと思ひますけれども、昭和二十四年にこの法律が制定されました、二十二年間実施されてまいつておりましたが、その間にこの緊急失対法の目的、各条項に示されておりましたたてまえと失対事業の現状とが非常に大きくかけ離れてまいつておりました、失対事業に就労しております人たちはだんだん高齢化してまいりますと同時に、この失対事業があたかも就職の場であるかのような実情を呈してまいつておりました。失対に就労しております人たちの事業に就労しております平均期間、勤続と申しますとおかしゅうございませぬが、何年継続して就労しておるかという実情を調べてみますと、もうすでに十三年になつておるといふような実情でございまして、この失対法によりますと緊急失対事業の人が、再就職するまでの間のつなぎのための就労の場ということからもうすでに変化してまいりまして、それ自体が一定の就職の場であるかのような実情になつてきた。しかもその内容が、たいま申し上げましたようにいろいろな差はございませぬけれども、全般的にいいますと必ずしもみんなに喜ばれるような内容のものばかりではございませぬで、むしろこういう就労している人たちの労働意欲をだんだん喪失させ、能力も減退させるような実情になつてきております。したがういまして、今回の法案に御提案いたしておりますような、中高年齢者の失業者をできるだけ正常な雇用の場に再就職させるというたてまえからまいりますと、こういう現実のような失対事業に定着させることは、むしろそういう中高年齢層のためにとつて好ましいことではないかということでありまますから、新しい制度に切りかえることにいたしましてこの法案を提案したということでございます。

○古川(雅)委員 一部にはそういう批判を受けるような事例も見られるけれども、また反面、地方によつては地元住民から感謝をされているような例もたくさんある、そういういい面を認めながら、なおかつ批判されている部分だけを大きく取り上げて制度を移行しているところから、いまの御答弁の中からも、いわゆる附則の第二条の「当分の間」ということが緊急失対事業のそのままだち切りに通ずるといふ世論が起つてくると思つてございませぬ。この点については、先日來いろいろ議論がございましてけれども「当分の間」というのはどの程度の期間かという点については答弁を避けていらつしやいます。そしてまた「当分の間」ということが緊急失対法の打ち切りを意図するものではないかという御答弁もございませぬ。その点もう一回明らかにしていただきたいと思ひます。

○遠藤政府委員 この点につきましては、確かに先生御指摘のように、十九万の就労者の中から、失対打ち切りではないかという不安を投げかけてまいりました。私自身も関係労働組合あるいは就労者の人たちと再三再四会つてまいりまして、けして失対事業打ち切りを意図するものではないかということをおし上げてまいりました。この点につきましては、大臣、局長からも先般来御答弁申し上げておりますように、私も「当分の間」と申しますのは、雇用審議会の答申で、現在失対事業に就労しておる人たちが再就職なりあるいは自営なりによつて自立する可能性を持った人も相当ございませぬが、こういう可能性を持たない残余の人たちにつきましては、現在の失対事業に就労することによつて維持されている現在の生活内容が、社会保障の充実なりあるいは高齢者対策といたつたようなことで十分そういう程度の対策が充たされるまでは、引き続きこの失対事業を今後継続して実施していくという考え方を取り入れて「当分の間」という表現をいたしたわけでございます。巷間伝えられますように、失対事業を「当分の間」ということで三年とか五年で打ち切つて

しまふということとは全く意図してないことを申し上げませぬ。

○古川(雅)委員 雇用審議会の答申をまた出しますけれども、社会保障制度の確立されるまでの間引き続き就労できるようにすべきである。そのように指摘しているわけで、いまの御答弁のとおりだと一応その答申を尊重しているか見えるわけでございます。この点について責任ある御答弁をいただきたい。

○野原國務大臣 これはもう失対部長が答弁いたしましたからその必要はないと思ひますが、あくまでも失対を打ち切るわけではないのでありまして、社会保障制度や高齢者対策等が講ぜられて、現在と同じように、いや現在以上にその生活がやつていけるというふうな条件が整うまでは、現在の失対事業というものはそのまま継続するといふ考え方のもとに、この法案はでき上がつておるといふことで御了承いただきたいと思ひます。

○古川(雅)委員 先日失対部長は、島本委員の質問に對しまして、この「当分の間」ということが失対事業を打ち切るものではないかという答弁をされてまいりまして、もし失対事業を打ち切るとすれば、特別措置法のこの法案の附則の第二条のこの「当分の間」といふものを法改正をして削らなければならぬ。法改正をしなければならぬ。でなければ打ち切りはできないんだといふふうにお答へになつておりました。とするならば、このように打ち切りを策するものではないかというふうな不安を呈している「当分の間」といふものを削つてもいまだ問題はないかと思つてございませぬけれども、その点についての御見解いかがでありませぬか、そういう先日の御答弁のような趣旨であるならば。

○遠藤政府委員 「当分の間」といふのがどういふ考え方でここにこういう字句を挿入したかということにつきましては、たいま御説明したとおりでございますが、法律上、法的に申し上げますと、「当分の間」といふ字がなくていいんじやないかという御指摘でございます。あるいはそういう

う御意見もございませぬかと思ひますが、私どもは現在の緊急失対法によります失業対策事業が今後現在の就業者によって引き続き行なわれる。これは先ほど来御説明いたしたとおりでございます。

したがいまして、この法律案が成立いたしましたあとと前とは、失対事業の性格がそういう意味で法律的に変わってまいります。と申しますのは、御説明するまでもないと思ひますが、この法案が成立いたしました本年の十月一日以降になりますと、現在の緊急失対法は現在の就業者に限って適用される法律である、いわば経過的な性格を持つてまいります。そういう意味で「当分の間」という字句をここで法律上の用語として用いたわけでございます。実体的には何ら従来と変わるところはないというように考えております。

○古川(雅)委員 くだいようでございますが、審議会の答申を受けるならば、社会保障制度の確立されるまでの間ということがございませぬ、この社会保障制度が確立されたときの状態を、どういう状態になったときに「当分の間」というものに違ふのか、その点の御見解を具体的に、こういう事態が起こったときに、こういう事例が起こったときに「当分の間」に達して、そして現在緊急失対法の適用を受けている方々についてもその効力を失うということになるのか、その点お伺いしたいと思ひます。

○遺棄政府委員 たいへんむずかしい御質問かと思ひますが、この審議会の答申にございませぬように、現在の就業者が失対事業に就労することによつて維持されてきた程度の生活内容が、社会保障対策や高齢者の仕事に関する対策によつて充足されるようになるまでの間、こういう表現がなされております。私どもは、先ほど申し上げておりますように、この答申の趣旨を十分尊重してこの法案を作成いたしましたつもりでございます。したがいまして、ここに指摘されておりますような、社会保障対策ないしは高齢者対策が充足されるまでは当分の間ということで引き続き実施いたします所存でございます。したがいまして、充足され

たかどうかということの判定は、先ほど御指摘ございましたように、法律改正をいたして緊急失対法を廃止しなければ、その限りにおいては失対事業は続くことになりませぬ。したがいまして、もし私どもが充足されたという判断をいたしました場合には、緊急失対法の廃止について雇用審議会に諮問をいたしまして、法案を作成して国会に提案するといふ手続を踏むことになりませぬので、その時点におきまして雇用審議会なり国会で御判断いただいて、充足されたかどうかという御判断をいただくことにはなからうか、こういうふうに考へます。

○古川(雅)委員 先ほど附則の第二条の条文を私読み上げましたけれども、この中で昭和四十六年十月一日以前に、「施行の日前二月間に十日以上失業対策事業に使用されたもの」といふふうにごさいますね、この「労働省令で定めるこれに準ずる失業者についてのみ、現行法の適用を受けると思ひますけれども、この「省令で定める」という省令というのはどういうことでございますか。

○遺棄政府委員 この条項を端的に申し上げますと、十月一日現在において従来引き続き失対に就労しておいた人たちは、引き続き当分の間の事業に継続して就労できる、こういうことを意味しておるわけでございます。で、前二カ月に十日以上ということばでございますが、実は現在の緊急失対法のたてまえによりまして、現在の失対事業に二カ月間に十日以上、一カ月に六日以上働いていませんと、失対事業に就労する資格がなくなることになっております。したがいまして、現在の制度をそのまま法文化しただけのことでございます。言いかえれば、先ほど申し上げましたように、現在就労している人たちは引き続きそのまま就労できる、こういうことをはつきりそのまま明確にただけでございます。

それで後段の、労働省令で定めるものと申しますのは、たとえば例をあげますと、病氣をして就労できない状態の人、あるいは市町村会議員なんかで収入が多いために保留の措置をとられて、失

対事業に現に就労はしていないけれども、言つてみますれば潜在的に就労の資格を持っている、こういう人たちに保留という制度を設けておりました、そういうことで現在は働いていないという人たちがおります。そういう人たちが病氣がなおればまたもとに戻つて失対に就労する、あるいは収入が一定の基準以下に下回るような事態になればもとに戻る、こういう制度になっております。そういう人たちにつきましても、引き続き十月一日以降の法案成立後の失対に就労する資格をそのまま保留した形で維持しておる、こういう考え方でございませぬ。

○古川(雅)委員 確認をさせていただきますが、失対就業者が長期療養の場合この点はだじょうぶなのかという点、それから、特に病氣等の理由で十日以上ということでございますが、これが九日になった場合ですね、一日足りないというふうな場合はどうなるのか、その点確認させていただきますかと思ひます。

○遺棄政府委員 現在の失業対策事業の就労のしかたと全く変わった措置をとる考え方は持つておりませぬ。現在どおりでございます。

○古川(雅)委員 時間がございませぬので、残念ながら先に行かしていただきますけれども、いま問題になっているのがいわゆる臨時の賃金の件でございます。夏季または年末に臨時に支給をされる賃金については支払われないと提案理由の説明の中で述べていらつしやいます。この臨時の賃金につきましては、就業者の生活の安定に非常に関連するところがありますし、また社会的な慣行、生活慣習から見ても、これは当然支払うべきであると思ひます。いろいろな形を変えて今後考えていきたいということでございますが、現に提案理由の説明の中ではつきりと、臨時の賃金については支払われないものとすると明記しております。この点明確に今後の進め方を御説明いただきたいと思ひます。

○遺棄政府委員 この臨時の賃金につきまして、先ほど申し上げました現在の失対事業に對しますいろいろな各方面からの御批判のございませぬことももう先生御承知だと思ひますが、その批判の中の一つがこの臨時の賃金の問題でございませぬ。確かに、一般的には雇用労働者につきましては益暮れ、夏、年末に臨時の賃金、ボーナスという形で手当が支給されておることは十分承知いたしておりますが、日雇労働者につきましてはこういった益暮れの手当、ボーナスという制度はほとんど行なわれておらないのが実情でございます。そもそもこの臨時の賃金は昭和二十七年に国会でいろいろと御意見がございまして、年末のもち代といふような形で出発いたしましたのがこの臨時の賃金の起りでございますが、その後だんだん額がふえてまいりまして、相当な額に現在達しております。この額もさることながら、現在の臨時の賃金の制度につきましては、一日働いた人も、月に二十日働いた人も、同じように全く同額の手当が支給されるという実情もございまして、失対就業者に對するいろいろな批判の一番大きな問題の一つになってまいっております。したがいまして、こういった臨時の賃金という制度そのものについての問題と、ないしはその支給方法、内容についての問題と、いろいろございませぬので、これを臨時の賃金という制度としてはこの際支給しない、廃止する。制度は廃止いたしますというふうにいたしておりますが、これも先般来申し上げてまいりましたように、この臨時の賃金相当額の原資は実は本年度の予算に計上いたしております。したがいまして、その原資をどういふふうにかついた人たちの生活に激変を与えないようになつて、いわゆる雇用審議会の答申に盛り込まれておりますように、どういふ形でどういふ内容のものを支給するかということにつきましては、現在いろいろと検討いたしております。最終的には、この法案が成立いたしました際におきまして、失対事業賃金審議会の御意見を十分拝聴いたしますと同時に、就業者団体なり事業主体である都道府県、市町村の意見等も十分拝聴いたしまして、各方面から批判を受けられないようになつて、しかも就業者の生

活に激変を与えないような内容のものにいたして支給したい、かように考えている次第でございます。

○古川(雅)委員 雇用審議会の答申からすると、いわゆる既得権を侵害するおそれを生じないかという点が一つ不安として残るわけでございますけれども、いま、現在の臨時の賃金の制度そのものについて一つの例をあげて、二十日働いた人も六日働いた人も同じ臨時の賃金を受けるのはおかしいというような御説明がございましたけれども、たとえいまあげられた二十日なら二十日という、二十日間まるのまま働いた方については、少なくとも現在支給されている臨時の賃金の同額あるいはそれ以上の賃金を今後とも必ず支払うようにするということについては確認してもよろしゅうございませうか。

○逋藤政府委員 その内容なり支給方法をどういふふうにいたしますかにつきましては、ただいま申し上げましたように関係者の意見を十分聞いた上で賃金審議会で最終的に御意見を伺いたい、かように考えておりますが、私個人的に意見をここで申し上げるのはいかかと思っておりますが、いまの先生の御意見のような形でできるだけ努力いたしてみたい、かように考えております。

○古川(雅)委員 この点は非常に重大だと思っておりますので、労働大臣いかがでございますか。

○野原國務大臣 臨時の賃金につきましては、まずことしの夏は従来と同じように支給するつもりでございます。ただ年末の分はどうかして公平にやれるか、それはあらゆる方面の御意見を十分に聞きまして公正妥当な御意見でまとめたい。とにかくくまじめに熱心に多く出た人にはできるだけ多く、一日くらくらいきり出ない人には少なく、これは当然でございます。そういうことを考えまして、公正妥当な支給方法はこれから十分に御意見を承った上できめてまいりたいということでありませう。

○古川(雅)委員 局長に伺います。
〔増岡委員長代理退席、委員長長着席〕

この臨時の賃金について、いわゆる既得権の侵害にならないような今後の支給の方法、その点については当局としても十分御検討いただけたと思っておりますけれども、現在局長自身として特に具体的に、こういう方法でいけば妥当な方法として批判のない支給が考えられるという点をお持ちであるかどうか、その点をお伺いしておきたいと思っております。

○住政府委員 ただいま大臣が御説明されたところ持っております、それ以上の具体案は現在のところ持っておりません。

○古川(雅)委員 大臣の御答弁に間違いのないわけでございますね。
次に生活保護世帯の控除は、年間収入が七万円ということになっておりますけれども、これを引き上げることにはなっておりませんが、これを引上げることにはなっておりませんが、この所得制限について一点伺っておきたいと思っております。

○逋藤政府委員 生活保護の勤労控除でございますか。これは厚生省の所管でございますので、おそれ入りますが……

○古川(雅)委員 失対部長のあなたの考え方は……考えておりませんか。

○倉成委員 古川委員に申し上げますが、厚生省の答弁者が来ておりませんので……

○古川(雅)委員 それで臨時の賃金についても一つだけ伺っておきますが、いわゆる地方公共団体の単独措置による手当についてです。これは今回の提案理由の説明に述べられているのと同じ趣旨でございますか。地方に対してどのように指導していかれるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○逋藤政府委員 臨時の賃金につきましては、国が現在の失対事業の就労者について措置いたしておるわけでございますが、これに付随いたしまして、先生御指摘の都道府県、市町村の単独措置によつてこれに付加して手当類似のものが支給されております。この点につきましては先ほど来申し上げておりますように、国の分と地方単独措置を合わせたものがいわゆる益奉れの手当として支給されておりますが、地方単独措置がやまれば

各府県市町村によって非常に大きな格差が生じてまいっております。同時にこの額が年々累増してまいっております。それで、国の臨時の手当につきましては一応現在までは制度化されておりますが、地方単独措置につきましてはいろいろな名目で支給されておまして、一部におきましては低所得階層に対する年末対策とか、あるいは貧困世帯に対する措置というふうな形で支給されておるが実情でございます。ところが実態から申しますと、同じ市町村住民でありながら、生活保護世帯に対してはきわめて低額の措置しか行なわれていない。それよりも比較的生活程度の高い人たちは、つまり失対就労者につきましては、生活保護を受けてないけれども失対である程度の収入がある、こういう人たちに対して、それよりはるかに高額のものがあるという形での低所得階層に対する措置という形で支給されております。こういうことであるという批判が行なわれておるといふのが実情でございます。したがって雇用審議会の答申におきましても、この地方単独措置についても国の措置と同様に何らかの規制を加えて、適正妥当な方法で解決できるようにすべきであるという御意見が出されております。したがって私どももいたしましては、臨時の賃金という制度をなくしまして、先ほど大臣の御答弁にありましたように、最も公正妥当な形でこの内容なり支給方法を改善いたしますと同時に、地方の単独措置といわれまます分につきましてもできるだけ同じような形で、同様な方針で是正するようにこれに対して指導してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○古川(雅)委員 就職支度金のほうでございますがこれは今回、支度金十五万円、その支給の期間を七月―九月、十二月―二月というふうな定めておるわけでございます。これはどういうわけでありませうか。就労者が適正な職につくために期限を定めるといふのは、これはおかしいと思うのであります。あえてこういう期限をきめたのはどういふ理由によるものか。

○逋藤政府委員 就職支度金の支給につきましては、現在の失対就労者の中からも、できるだけ再就職をしたい、あるいは自営、自立をしたいという人たちがございませう。これはたてまえ上当然でございます。そういう人たちにつきましては、そういった就職なり自立をできるだけ容易にするために就職支度金という制度を設けております。従来この就職支度金は五万円という額でございましたが、今回の法案によりまして新しい制度が発足するに際しまして、就職支度金の額を十五万円に増額いたしまして、現在の失対就労者の中で今後自立あるいは再就職をできるだけ促進するという意味におきましてこの増額の措置をはかったわけでございます。

先ほど来お話でございますように、十九万人の人たちの実態を見ましますと、かなり高齢化しております。平均年齢もかなり高くなっております。失対に就労しておる期間も平均十三年というふうなきわめて長くなっておりまして、この際何らかのふん切りをつけて、こういう人たちができるだけ正常な雇用の場につけるようにというものが、就職支度金制度をこの際増額しようという措置をとりました私どもの目的でございます。したがって常時こういう形の就職支度金制度を存続させるということは、こういう人々を再就職に踏み切らせるために必ずしも好ましい措置とは考えませんので、一定の期間を限って就職支度金の増額をはかってまいりたい、かように考えているわけでございます。

○古川(雅)委員 適正な職につくために期限をきめるといふことそれ自体がおかしいというふうな申し上げたわけでございますが、その点どうもはつきりした御答弁になってないような気がいたします。この支給の期間以外のときの受給額は全くないのか、ゼロになつてしまふのか、その点いかがでございますか。

○逋藤政府委員 そのあとは従来額の五万円というところで実施いたします。

○古川(雅)委員 どうもそういう点に、現在の緊急失対法による就労者をせき立てるようになっている。失対法から早く切り離そうという意図がある。ありとあらわれているような気がするのでございます。そういう意味でこの期間を設けたのではございませんか。

○遠藤政府委員 実は先生のお説と全く反対でございます。いまの就労者十九万の中で五十歳以下の人が約二〇%おります。それから年齢は別といたしまして、主として五十歳以下だと思いますが、失対事業で月間二十二日という就労を確保するたてまえになっておりますけれども、そのうちの相当部分あるいは大半を民間の職場なりあるいは公共事業で働いている人たちが全体の二四%近くおります。こういう人たちにつきましてはこの際何か一つのふん切りをつけさしてあげれば、あるいは民間のほうの企業の受け入れ体制を整えてあげれば、あるいは就労者の側に、その人その人に就労するためのいろいろな個人的事情と申しますか、いわゆる障害を持っておられる方もあると思っております。そういうものを取り除いて差し上げられれば、この際思い切って再就職なり自営なり、自立に踏み切れる人たちがかなりまだ残っております。そういう人たちにつきましては、今回の法案成立を契機にいたしまして、できるだけそういった援護措置をとって再就職に踏み切ったという措置をとってまいりたい。就職の可能性を持った人たちはそういう措置をとりまして、あと残った人たちはおそらく、こういうことを申し上げるのはいろいろ差しざわりがあると思っております。もうほとんど正常な職につき可能性のきわめて薄い人たちがあとに残る。そういう人たちにつきましては、先ほど問題になっておりましたように当分の間ということでございますが、そういう社会保障なり高齢化対策が充実するまで引き続きいまのままの状態失対事業に就労していただいでけつこうでございます。こういう趣旨でいわゆるスプリングボードとして一定の期間を区切って、そういう就職の可能性を持った人たちを対

象にした施策をとっていききたい、こういうことでございます。

○古川(雅)委員 そのまでの労働省としてのあたたい思いやりがあるならば、この就職の支度金についてもいわゆる生活保護世帯の収入認定とすべきでない。きょうは厚生省は呼んでおりませんけれども、当然そうした申し入れなり措置を厚生省との間で話し合ってきたと思っておりますが、その結果いかがでございますか。そこまでお考えになっていかうか。

○遠藤政府委員 この就職支度金はその名前のとおり、就職のための支度に必要な経費でございます。支給されます就職支度金は、これは制度としていたしましては貸し付け金になっております。就職するためにいろいろな経費が必要である。それに充てるための貸し付け金でございます。これを生活費に充てなければ生活保護の収入認定の対象にならないということになっておりますが、もしこれが生活費に充てられるということになりますと、当然収入認定の一定の額をこえれば考慮の対象になるわけでございます。そういうことでございますので、私どもとしてはこの点につきましては従来ともいまの制度で支障なく運用ができています。かように考えております。

額につきましては、先ほど申し上げましたように、就職支度金制度といたしましては従来一人当たり五万円ということに貸し付けをやっております。これを今回のこの法案の成立を機にいたしまして、三倍の十五万円に引き上げたというところは私どももいたしましてはもう精一ぱいの努力をいたしたつもりでございます。したがって、もう予算も成立いたしました現時点におきまして、これ以上の引き上げということにつき

ましてはなかなかむずかしいのではなからうか、こういうふうな考えています。

○古川(雅)委員 先ほどの生活保護世帯の収入認定の件でございますが、厚生省とはそのようなお話し合いになっているということでございますけれども、地方自治体のほうの福祉事務所とそれから県の失対事業部あるいは課でございますか、その間の話し合いはきちんとしていっているかどうか、運用上支障はないかどうか、その点確認させていただきます。

○遠藤政府委員 この生活保護との関係につきましては、私どもの考え方を通達いたしました。地方それぞれ第一線機関におきましてもそのなにより十分に示達いたしましたつもりでございます。

○古川(雅)委員 失対部長のほうは十五万円は国としてはもうぎりぎり一ぱいで最大限であるというようにおっしゃっております。現在の経済情勢から考えましてこれは決して十分な額ではないと思っておりますが、これが二十万円であれば、二十五万円であれば、三十万円であれば、こうした就労者の方々が就職する支度金としては幾らあっても足りないわけでございます。決してこれは望ましい額とは思われませんが、部長の御答弁では予算が通つてしまつたらからというふうなことをおっしゃって聞き直つていらつしやいますけれども、大臣としては今後この点についてはいかがお考えでございますか。これで十分であるとお考えであるか、これはきわめて足りないけれども今後特別の措置をはかって増額をしていくというふうなお考えはお持ちかどうか、この点確認をさせていただきます。

○野原国務大臣 五万円だったのを十五万円に引き上げるのに非常に努力をいたしました。ようやくこまごまでいったのであります。いまこれを増額することはきわめて困難、不可能であると思っております。

○古川(雅)委員 いままで基礎の五万円というものは非常に低過ぎたわけですね。三倍、三倍とおっしゃいますけれども、十五万そのものの自体

が低過ぎると思うのでございますが、相対論じやなくて絶対論の立場からみると増額をして二十万円にでも三十万円にでもすべきである、そのため今後このように努力していくというふうなお考えをお持ちではございませんか。

○住政府委員 ただいま大臣が申し上げましたとおりでございます。他の類似制度との関連その他から考えまして、この十五万円をさらに増額するということは非常に困難であらうかと考えております。

○古川(雅)委員 この附則の第二条についていろいろ伺ひしてきたわけでございますが、「当分の間」ということばがあり、さらにまた臨時の賃金について先行きにかんがりの不安を残してあります。そうしてまた就職支度金について政府のほうは十分であるとおっしゃり、私たち国民、また就労者の方々の立場から見れば非常に少額でございます。この点政府が期待していらつしやる早期にいくという効果は、その点では十分にあげられないと思つてございますが、安心して転職ができるように、再就職の準備ができるように十分な措置を考へるならば、この支度金についてはさらに相対的増額をすべきであるというふうに考えるわけでございます。その点非常に不十分であり、今回のこの法案の提案に対すかまえていいますか、腰そのものが非常に弱いのではないかと、たへん皮肉になつて申しわけございませんけれども、そのような感じがいたします。

最後に、失対事業の運営についてでございますが、雇用審議会の答申のほうでは、「失業対策事業の運営については、就労者の実情に応じて改善を加へ、作業の仕方についても社会の批判をうけないようにすること」というふうな述べております。こういう点に特に意を用いなければならぬわけでありまして、その点先ほど一度伺ひましたけれども、具体的にどのよう運営を今後にかつていくお考えであるか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○遠藤政府委員 現在の十九万の就労者の年齢構成を見ますと、先生御承知のとおり、かなり高齢化しております。加えて今回の法案によりまして再就職、自立の可能な人たちが、そういう可能性を持った人たちが、その人たちがいま期待しておりますように希望どおりに再就職なり自立をしようということになりまして、あとに残って引き続き失対事業に就労される人たちは、若い層が自立した残りの高齢者あるいは比較的体力、能力の弱い人たちというふうになつてまいらうかと思ひます。したがしまして、従来もそういう年齢構成なり就労者の体力に応じた事業を実施するというたてまえをとつてまいっておりますが、今年度につきましては、いわゆる三種事業と申しておりますが、比較的軽易な屋内作業、そういうものをこういった人たちを対象とした事業として実施するように努力してまいっております。今後ともさらにそういう就労者の実態に応じた、できるだけ住民に喜ばれるような事業種目を拡大してまいりまして、こういった就労者の就労に即した体制をとつてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○古川(雅)委員 経済の高度成長といひ、それから労働力の不足が叫ばれるこういう時代の中で、中高年齢者の仕事と生活の不安が非常に増大をしまして、非常に深刻な社会問題になつてゐるわけでございます。先般来ずっと述べてきたところでありますけれども、総理府の統計局が、これは一番新しい四月九日に発表したものでございますが、二月の労働力調査報告によつて完全失業者が七十二万人に達しております。前月より六万人多いわけでありまして、そういう点を考えますと、完全失業者が七十万をこえたのは四十四年の三月以来のことでございますけれども、これは総理府としては不況の影響のあらわれだといふふうに見ております。繰り返しその点も議論をされてきたところでありますけれども、このように見てまいりますと、今後ますます不況が深刻化をしていくという

ことは十分予測されることであり、非常に憂慮されていることでもありますけれども、それに伴つて失業者が増大していくというふうな傾向の中で、今回こうして提案をされている中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案が、はたしてどれだけ中高年齢者の就職を促進するに効果のあるものであるか、成果をあげることが出来るものであるかどうかが非常に不安がありますし、その点かなりおぼつかないものがあるのではないかと思ひます。ことに現在緊急失対法によつて就労しているいわゆる失対就労者の皆さんが、これまで細々とかろうじて生活を確保してきたその所得、収入も、今後はたして保障されるかどうか、非常な不安を持っていま見詰めているわけでありまして、そうした失対就労者の方々の不安をよそに、ただ単に中高年齢者の雇用の促進に關して通り一べんの施策を講じてその不安をかちそうとしてゐる点については、まだまだ納得がいかないわけでございます。まして、今後また時間を改めてその辺のところについて詳しくお伺いをしてまいりたいと思ひます。きょうは、お約束の時間でございますので、これで質問を終わらさせていただきます。

○倉成委員長 次回は、明二十八日午前十時理事

会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時五分散会

昭和四十六年五月六日印刷

昭和四十六年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局